局

衆第 議回 國 院会 司

法

錄

昭和二十三年六月二十一日(月曜日) 午前十時三十一分開議

委員長 誠一君

理等八並 理事鍛冶 岡井藤志郎君 良作君 理等石川金次郎君 通吉君

山中日露史芸 俊夫君 弘尹 打出 明禮輝三郎君 又一君

委員外の出席者 法務廳事務官 野木 新

君

葉が先に來て、その次に公共の福祉を

維持、全うするためとなっておりま

す。私はこの刑事訴訟法においては、

專門調查員 專門調查員 小木 村 貞一君 教三君

刑事訴訟法の改正に関する陳情書 (日本弁護士会連合会会長海野普吉) (第八二三号)

本日の会議に付した事件

を本委員会に登付された。

刑事訴訟法を改正する法律案(内閣

O井伊委員長 会議を開きます。 提出)(第六九号)

たいと思います。

て質疑を継続いたします。中村俊夫 刑事訴訟法を改正する法律案につい

なつております刑事訴訟法の各條につ 〇中村(俊)委員 私はただい主議題と ております。 て、岩干の質疑をいたしたいと考え

体的に表わしたものでありまして、特 承知の通り、このたびの刑事訴訟法の ると考えております。從つて提案理由 されておるのであります。この点に関 が、全文を通じて各所にその規定がな 全面的改正は、新憲法の精神に基い り、個人の基本的人権の保障という言 を見ましても、日本國憲法の精神に則 しましては、まことに結構な規定であ に個人の基本的人権の保障ということ て、これが示すところの根本理念を具 まず第一條でありますがいすでに御

なもので、刑事訴訟法は、手続法とし にかかわらず、この刑事訴訟法の全文 由にはそういう文字が使われているの ると考えております。しかるに提案理 公共の福祉ということは当然第二義的 の精神を明らかに説明しておるべき最 て文字通り万人のマグナ・カルタであ とに來ておることについて、お尋ねし の基本的人権の保障」という言葉があ 事事件につき、公共の福祉の維持」と も必要な第一條には、この法律は「刑 いう言葉が先に來て、そうして「個人 あります。どういうわけで提案理由と

一りますから、この最も大切な第一條に 一社の維持」という文字を先にもつて來 ついて、決して軽々にこの「公共の福 を政府の人はなさつたということであ 案については、骨を刻むような御苦心 て、「個人の基本的人権」という言葉 承りますれば、この刑事訴訟法の立 通じて、基本的人権の保障ということ の保障というものを、次にもつてこら おると考えられる「個人の基本的人権 もつてきて、最も重要な意義をもつて 三義的な意味にすぎないものを冒頭に の福祉の維持」というような二義的な、 に終始しているにもかかわらず、「公共

をあとにもつて來たとは考えられませ 祉の維持」ということを先にもつて來 由と逆に、第一條において「公共の福 ん。これは何か意味があつて、提案理 考えられるのであります。先の議会に ものをあとにもつて來たに相違ないと て「個人の基本的人権の保障」という おきまして、民法の一部の改正案が で、極力私たちは反対した結果、民法 共の福祉のために存するというような 改められたなまくくしい事実があるの 第一條は「私権ハ公共ノ福祉ニ遵フ」と ことは、全体主義的の思想だというの るのだ、民法の冒頭において私権は公 れは未だに全体主義的思想が残つてい で、私たちは断固として反対をし、そ ために存するという言葉があったの に、その第一條に私権は公共の福祉の われくへの手もとにまいりましたとき 共の福祉の維持」ということが先に書 を刻むように苦心修たんされた結果か でありますが、今お尋ねしたごとく、骨 ているのではないかと心配いたすので して全体主義的な残滓がここに現われ らみて、第一條に提案理由と反対に「公 かれているということは、私は依然と れた理由をお伺いしたいと思います。 O木内政府委員 お答えいたします。

ではないのであります。ただ第一條の 御質問のように両方順序が違つており 方に「公共の福祉」を先に書いて、「個 ますことは、別に深い意味があるわけ が先になっておってこ公共の福祉の継 の方には、その逆に個人的人権の保障 ものは、こういう本質のものであると 人の基本的人権の保障」がその次に書 持ということがあとになつでおります ないのであります。それから提案理由 どちらを第二義としたという趣旨では でありまして、どちらを第一義とし、 いうことを明らかにしたにすぎないの いてあるのは、大体刑事訴訟法という するにこの改正の重点がどこにあるか りますが、ただその理由の方では、要 のも、これまた深い意味がないのであ ます。これについてはい特に深い理由 ということを明らかにするために、個 があつてやったものではありません。 人的人権の保障を先に書いたのであり 【委員長退席、八並委員長代理濟

逆に、しかも本刑事訴訟法の全精神を 基本的人権の保障」というものを先に すが、それならむしろ進んで「個人の は、別に深い意味がないということで 理由とか何とかいらものでなく、とに を先にすべきではないか。これが提案 人の基本的人権の保障」というものに の刑事訴訟法に流れている精神が「個 すべきではないかと私は思います。こ 〇中村(俊)委員 ただいまの御答弁で 終始しておるという点からみて、これ

れるので、これを私は重要視している 全精神を顯現しているものだと考えら かく第一條でありまして、これが最も のであります。

それん、並べて響いた方がよいという それから個人的人権の保障というのを 〇木內政府委員 ので、第一條をこういう形にしたわけ あるという建前から、公共の福祉と、 くのもとにおいて認めらるべきもので 障ということも、公共の福祉というわ ありますが、要するに個人的人権の保 上げたいと存じます。憲法もさようで い点がありましたから、附加して申し は、私の申し上げたことが少し足りな でございます。 御質問の点に対して

四條についてお尋ねいたします。これ 〇中村(俊)委員,次は三十三條と三十 の規則の定めるところによるというよ は新しい制度でありまして、主任弁護 政府の意図される主任弁護士制という 思うのです。殊に三十四條には裁判所 どうもこの三十三條と三十四條だけで 士制とも申すべき規定でありますが かをお尋ねいたしたいのであります。 は、私はこの意味がよくわからないと ものは、どういう点をねらつているの 訴訟法における中心となるという点か 提出、証人の尋問等が、すべて新刑事 私はやはり公判廷における特に証拠の あるかのように組まれておりますが、 は実にきわめて形式的なものに必要で これを見ますと、何か送達とかあるい うに護られておりますがゆえに、なお 一層わからないのでありますが、大体

第一類第四号 司法委員会議錄 第三十七号 昭和二十三年六月二十二日

要であるのではないかと考えられます のが、むしろそういう場面において必 ら言いますと、主任弁護士制というも かをまずお尋ねいたしたいのでありま 法案に盛られて意図されるところは、 のですが、政府が主任弁護士制をこの せんので、いかようとも判断できない が、これには裁判所の規則がわかりま どういうところに重点をおかれている

程におきまして、いろく、議論された は困るからということで、主任弁護人 ところでは、まず第一送達の点が一 うことにつきましては、この立案の過 の規則でどういうことを定めるかとい まして、裁判所の規則にその内容を譲 の定めるところによるということにし て、その主任弁護人の権限がどういう しいという二つの点からで ありまし うことが一つと、そわから多数の弁護 るに被告人のためにするいろくな訴 度を置くことを考えましたのは、要す O野木政府委員 この主任弁護人の制 というものが、それを統制して意思表 ものもその間にいろく、矛盾があつて ついそれから多数の弁護人から裁判所 うことになつております。さて裁判所 もこれを制限することができないとい 最終弁論、二百九十三條第二項に規定 は、第三十四條で、一應裁判所の規則 ことになるかという点につきまして 護人というようなものがあつたがよろ 行を適切ならしめるためには、主任弁 人がついた場合、いろ!~の訴訟の進 るようなことがあってはならないとい に対する意思表示的のもの、そういう っていることになっております。ただ 訟行爲が多数の弁護人の間で相矛盾す する陳述については、裁判所といえど 所の手数がかかるということがあるか るほど弁護人が各自訴訟行爲を行うと るのであるのであると考えておるので れによつて初めて私は人権を保障され らかもしれませんけれども、しかしこ す。各弁護人の弁論だけは独立にやら ては、むしろ逆ではないかと思う。な いということは、私は弁護人制度とし いうことになりますと、あるいは裁判

いしたい。

るのではないかと思います。 論議になりましたので、おそらくその うにする必要があるということが大体 ては、やはり主任弁護人が各弁護人を また必ずしもそうでなくとも、反対容 れからなおクロス・エクザミネーショ 示をしたらどうかというような点、そ 統制して発言内容が乱雑にならないよ 間をするというような場合におきまし ような点について規定されることにな ン的の審理方法をとつたような場合、

任弁護士以外の他の弁護人に許されな 弁護士が一通りの弁論をやればよいの の改正法については、簡單な見解をも て必要ではないと思うのです。私はこ むしろ弁護人は、最終弁論は私は大し が、私の見解をもつていたしますと、 れるのではないかと想像されるのです 任弁護士制によってある制限が付せら 〇中村(俊)委員、私の見解によります らぬのではないか。そういうことが主 ころの弁護人の活動は、証人の申請、証 であって、むしろこの新制度によると つているので、最終の弁論こそ、主任 における弁護権の行使については、主 ザミネーションその他のいわゆる法廷 の弁護人でもできるが、クロス・エク と、三十四條の但書の二百九十三條第 二項にあります最終の意見開陳は、ど 人の尋問などについて働かなければな くないと思つております。

せるということは、あるいは在來の型 なおいろくな意思表示とか尋問など ことになつたのであります。それから 非常に熱心な主張もあつて、こういう きましたのは、いわゆる在野法曹側の ます。ただ最終弁論の点をここから除 かという点は、大体御説の通りだと思 点が移つていくようになるのではない 來のような重要性はなくて、弁護人な この訴訟法のもとにおきましては、從 とにごもつともな点もあると存ぜられ **〇野木政府委員** 御意見のほどはまこ 見解を承りたいと思うのであります。 せられるというのは、私は弁護人制度の 任弁護士制度によつて、ある程度制限 れども、これと引換えに訴訟行爲を主 の弁護人には受けるかもしれませんけ について、主任弁護人でこれを制限す 証拠調べとか、そちらの方にむしろ重 どの活動は、個々の証拠の提出とか、 ます。いわゆる最終弁論なるものは、 ありますが、この点に対する政府の御 趣旨に反するものだと考えておるので 数の制限と同時に、今言つた事例を適 れませんけれども、私はこの弁護人の るいは放任されていたと思われるの 当な言葉で現わして、利害相反するよ ら、あるいはそういうような点も、制 るのであります。憲法七十七條には、 利益から考えますと間違つているのじ との意味も含まつていると解釈してい 裁判所がそこまで関與し得るようなこ 條は、そういうような場合において、 るのでありますが、むしろこの三十五 ければならぬのではないかと考えてお 弁論するというようなことは、避けな うな被告人に対して、

同一の弁護士が 定さるべき規則の中に書かるるかもし 規則にきめられるので,あり まするか 弁護士に関するルールが最高裁判所の やないか、こう從來から考えてきてお うようなことは、私はこれは被告人の 方の被告人に一人の弁護人がつくとい いのですかどうですか、お 伺い した は、共犯者が利害相反する場合に、双

ることはできないが、被告人の弁護 とか、そちらの考えはあまり强調した ありまして、これで非常に制限しよう する。そういうことを考えておるので はかり、非常に乱難にならないように 護人というものを置いて、その統一を るという考え方よりも、もしろ主任弁 〇中村(俊)委員 それから三十五條は 從來あまりに氣がつかれなかつたい はあまり異議はないのでありますが、 ますが、この数の制限については、私 人以上でもよいと了解してよいと思い 人の数は、特別の事情がない限りは三 が、被疑者の弁護人の数は三人を超え もちろんはつきりしておると思います 訴されており、一緒に審理してはどう 分、子分というような者が、一緒に迎 論を分離しなければならない。」こう の定めるところにより、決定を以て弁 ため必要があるときは、裁判所の規則 場合にはどうするかという処置につき ここではさしあたつて考えておりませ 旨でございまして、あとの方の趣旨は 〇野木政府委員 三十五條の点につき 三百十三條第二項、ここにおきまして ましては、お説のうちの初めの方の趣 まして、この法案におきましては、第 心。 ただ数人の被告人の利害相反する も子分の利益を害するようなことがあ 「裁判所は、被告人の 権利を 保護する いう規定をおきまして、たとえば、親

> をはかる。こういう規定ができており をする。そうして両方の被告人の利益 この点について、政府としてはどう考 ろう、こう考えておるのであります。 **◆意味は、大部分抹殺されてしまうだ** の取調べに立会うか立会わぬかという う規定が書かれていない。この被疑者 ますが、被疑者の取調べに立会うとい 物の授受ができることが規定されてい るのでありますが、その弁護人が立会 ますが、この規定によりますと、弁護 〇中村(俊)委員 次に三十九條であり くのではないかと考えております。 うな点も、

> 運用上おのずからうまくい まするので、この精神で今のお説のよ るというような場合には、決定で分離 に應ぜられる意思があるや否や、お伺 ことは、きわめて重大なことでありま 人なくして被疑者と接見し、書類とか えていられるか。この点について改正 すれば、弁護人を被疑者につけるとい す。もしも被疑者につけられたる弁護 人が被疑者にもつくことは許されてお 、が、被疑者の取調べに立会えないと

ては、たとえば百九十八條あたりにお りますが、ただ捜査の段階におきまし ない場合には、いつでも逮捕すること まして、なお逮捕とか勾留をされてい うようなものをはつきり規定しており きまして、被疑者に一種の默祕権とい 非常に高めておることはもちろんであ ては、被告人、被疑者の当事者的地位を **〇野木政府委員** この法案におきまし 護人側を立会わせるということは、今 ができるというような規定もおきまし して、一面取調べに際しましては、弁 は、十分保護するということを考えま て、そちらで被疑者の利益というもの

如果我们就是我们的,我们就是我们就是我们的,我们就是我们的,我们就是我们的,我们也没有一个人,我们也会会会会会,我们也会会会会会,我们也会会会会会会会会会,我们 一个人,我们就是我们的,我们就是我们

その会談内容を聴取されることなくし 要に應じてこれと接見し、何人からも す。ただ弁護人といたしましては、第 そこまでは至つていないわけでありま があると考えまして、この案ではまだ でさせることは、捜査の敏活に差支え の日本の段階におきましては、そこま れに基いて公判に出てから、どういう ことも、必要によつては被告人、被疑 からどういうことを調べられたという の段階においては、その程度が大体実 することができる。それで今度の改正 拠を準備しておこうとかいう、準備も で、たとえば被疑者が警察官や検察官 が身柄を拘束されておるときでも、必 、のであります。 情に合致しておるところではないかり 証拠を集めておこうとか、どういら証 こう考えまして、この案はできておる から聴き得るわけでありまして、そ 十九條の規定におきまして、被疑者 自由に話し得ることになりますの

ると、檢察官は純然たる原告官であ 規定が取り残されておるように私は思 お尋ねいたしますが、提案されておる る。弁護人はいわゆる被告人の代理を て非常に画期的な或正になつておりま 旦つ謄写することができる。但し、証 りますが、この四十條と百八十條を対 養でやつていくという本來の精神であ われます。この新しい制度によります 刑事訴訟法におきまして、全卷を通じ 〇中村(俊)委員、次は四十條について 比願いたい。そうしますと「弁護人は、 して、同等の地位において公判中心主 訟に関する書類及び証拠物を閲覧し、 公訴の提起後は、裁判所において、訴 拠物を謄写するについては、裁判長の *、未だに默々として官尊民卑的な

四十條とはいずれも時は違いますけれ 許可を受けなければならない。」とい う側限がついております。百八十條と 所の許可ということが書か れて いな る書類及び証拠物を閲覧し、且つ謄写 ども、「弁護人が証拠物の謄写をする じような公訴提起後の処置であります 察官は、公訴の提起後は、訴訟に関す おります。ところが二百七十條には「檢 ればならない。」という規定になつて については、裁判官の許可を受けなけ **〇野木政府委員** この点につきまして いて伺いたい。 をなされたのでありますか、これにつ 許可を必要とするという区別的な言葉 許可を必要とせず、弁護人は裁判所の るが、何がゆえに検察官には裁判所の することができる。」この場合は裁判 い。この四十條と二百七十條とは、 思います。殊に五十三條の第二項の弁 のであって、この点ははなはだ遺憾に ただいまの御説明によつて察せられる がいかに稀薄であるかということは、 はありませんが、弁護人に対する信頼 ろ制限されることはやむを 得ません 論の公開を禁止した事件の訴訟記錄と の御説明では、はなはだ満足しかねる が元來の本則なんです。記錄は外に出 ては、閲覧を禁止することはできた が、殊に第三項には「日本國憲法第八 るからどうだというのは、いわゆる今 十二條第二項但書に掲げる事件につい いうものは、祕密を守るためにいろい 弁護人も、同等の地位におかれるのが いかと私は考えられる。私はただいま の旧態依然たる裁判所の考え方ではな のであって、こういう場合、検察官も 」とありますが、公開できないの

ありますので、これが謄写されると、 は、まず証拠物にはいろくしなものが は、検察官の場合よりも、むしろ弁護 の証拠物にいろく間違いが起ること 物の謄写に関連する不法行爲などがあ てまだ現在の段階におきましては、檢 人の場合の方が、どつちかというと多 度にしておいたのであります。 ろしいのじやないかと考えていこの程 の段階においては、一應この程度でよ れておる次第であります。從つて現在 が少ないという点も、 の制裁の程度が非常に強い。從つてそ った場合には、嚴重な制裁がある。そ 察官側の方には、そういうような証拠 いのじやないかという点が一つ、從つ 般の外部に出る心配性というもの 若干考え合わさ

ありまして、別に政府を責めるわけで ついては、はなはだ納得しかねるので 〇中村(俊)委員 ただいまの御説明に

思うのであります。

〇野木政府委員 ただいまの開盟の謄

にならなければならないのではないか と、私は考えておるのです。どうかこ 本体ではないかという考え方をおもち 類及び証拠物関党については、別に許 写の許可は、要するに証拠物の方であ りまして、証拠書類、訴訟に関する書 〇中村(俊)委員 別にこの点について ることを御留意願いたいと思います。 の謄写についてだけ許可にかかつてお 訴訟に関する警類でなくして、証拠物 可にかかつていないのでありましてい ては納得いたしかねるのである。これ という点はいどうしてもわれくくとし 士法におきましては、医師と同じよう り、弁護士会の規則がある。殊に弁護 弁護士には弁護士法とい うもの があ 議論しようとは思いませんが、しかし と、檢察官の地位とが区別されておる きないという規定があるのでありまし れには考えられるのであります。 を、同等の地位にもつてきたという精 に、弁護人には秘密を漏らすことがで 神と、相反する規定であると、われ は本來原告と被告、檢察官と弁護人 て、この法案において、弁護人の地位

申し述べていただきたい。ここに提案 の問題に限らず、これから私が質問い を願わなければ、われりへはあなた方 たならば、やはりそれに対してお考え されれば、あくまでもその提案を固持 たす点につきまして、卒直なる意見を 承るのであつて、この問題は相当取上 なはだこれを軽視するお言葉のように だいまの御答弁は、弁護人制度を重要 の答弁を親切だとは考えられない。た われの言うことにもしも妥当性があつ するのだという考え方でなしに、われ ますが、なお一應お考えを承りたいと 視するという点からいつたならば、は げていかなければならぬ問題だと思い やつていくのか、簡単で結構ですか **〇野木政府委員** 公判調書につきまし ら、御説明を承りたい。 まして、次に五十條、五十一條、五十 回の公判期日までに整理されなかつた れについて五十條では「公判調書が次 らない。」という規定がありまして、こ り速やかに、これを整理しなければな ては、四十八條第三項におきまして、 すが、これを具体的にどういうように 二條の規定が、私にはわからないので 人又は弁護人の請求により、次回の公 「公判調害は、各 公 判期日後できる限 判期日において又はその期日までにく ときは、裁判所書記は、檢察官、被告 これに関する質問は、これで打切り

要旨を告げなければならない。」とあ **らに出ておるかということを調べるた** て調書に出ておるかどうか、どんなふ 公判において、ある証人がこういう重 りまして、たとえば弁護人側が前回の めに、裁判所に特に行つで調書を見せ 立てる。すると裁判所書記はその異議 ところがその告げた要旨の中に非常に れていなかつたときには、この規定に す。そのときまでに調書ができておれ 大なことを言つておる。それがはたし とでございましていそういう場合にお 個の調書になるわけでありますが、こ ない。この調書は公判調書とは一應別 容を調書に記載しておかなければなら 申立があつたこと、及びその異議の内 五十條後段の規定によつて異議を申し か、的確に表現されていない場合には、 よつて証人の供述要旨を告げてやる。 ば関題させますけれども、まだ完成さ てくれ、そう請求するわけでありま その内容がわかるわけでありますがい きましては、公判調書が整理されてお 護人が出頭なくして閉廷した場合のこ 合に働いてくるわけであります。 重要だと思うところが漏れておると 整理されていない場合に、前国に欠席 の期日までに、出頭した被告人又は弁 け、「次回の公判期日に おいて又はそ りいたしませんので、その場合にだ れば、弁護人側はその公判調査を見て してどういう審理がなされたかはつき れは結局後に上訴とか控訴とかいう場 それから五十一條は、被告人及び弁

前回の公判期日における証人の供述の どういう審理があつたということを聴 ない。」ということにいたしまして、 関する重要な事項を告げなければなら 護人に前回の公判期日における審理に 次回の公判期日またはその期日までに

一類第四号 司法委員会觀錄 第三十七号 昭和二十三年六月二十一日

15一頁5日

きに來ましたら、次回の公判期日前で、 利益をはかつてやる、そういう規定で ことにして、被告人並びに弁護人側の 弁護人にこれを告げてやるという

すと、かりに被告人が監獄に拘束され すが、「又はその期日までに」と言いま の公判期日において」これはわかりま はわかるが、たとえば五十條の「次回 〇中村(俊)委員 大体そういう趣旨 ておる場合に、弁護人からそういう語 お伺いしたい。なお五十一條の最後の やらなければならないのか、具体的に るのか、被告人が拘束を解かれておる たい。そこはどういうふうにして告げ にやるのですか、それを具体的に知り 求があつた場合には、実際どうやるの 場合は、弁護人と裁判官立会いの上で は、具体的に言えばどういう事項を指 人の供述の要旨を告げなければならな 「審理に関する重要 な事項」というの ・」というこの條文はどういうふう すか。「前回の公判期日 における証

判期日の調書を見たいとい う場合に **公判期日の準備等のために、前回の公** ます。從つてたとえば弁護人が次回の までに告げればいいという趣旨であり ますが、これは別に公判期日後開くと **〇野木政府委員** まず五十條でござい て、五十條の手続をいたしまして、そ は、裁判所書記のところに行きまし をつくつてもらう。そうしましてこれ あれば異議を申し立てて、別個に調書 の供述の要旨を知る。そこに間違いが いう趣旨ではありませんで、公判期日 が次回の公判、ことに控訴審などにお 旨なのであります。 て有力な発言の材料になるという趣

んでいるような場合を考えますと、そ 判期日における審理に関する重要な事 たか、そういうようなことがこれには 項」ということは、たとえば証人を喚 の証人が出てきてどらいうことを言つ いると解しております。 それから五十一條の方の「前回の公

〇中村(俊)委員 そうしますと、この 告げなければならぬということは、 五十一條の審理に関する重要な事項を ございますか。 つの强行規定だと解釈してよろしゆう

〇野木政府委員 さようでございま

いがあつたときに、その間違いである 〇中村(俊)委員 この五十條は大体証 る限り速やかに、これを整理しなけれ 調書の誤謬の訂正権ということがない 法が規定されていない。すなわち公判 この前後の規定には、公判調書に間違 人の供述に関する規定でありますが、 ばならない。」とある。おそらくこれ のです。われくしがここに各項に予定 ことを申し出て、これを記載させる方 は訓示規定でありましよう。從つて書 には「公判調書は、各公判期日後でき されているごとく、四十八條の第三項

されるのですが、これについてはとか で書いた原稿をもつて書記がとれを整 のまま調書ができるのでなしに、鉛筆 りました。しかもまた法廷においてそ できないということも從來しばくしあ て証人の供述の要旨をつけるというこ す。この五十條の規定はさいわいにし く誤謬が発見されることがあるので 理して、そうして判事の署名捺印を得 記課において忙しいときには、それが とになつておつて、そうしてその証人 初めて公判調書というものが完成

も、公判調書それ自体の誤謬というも が、その点に対する御意見を承りた のは、私は欠陥じやないかと思います のを訂正することが述べられていない 申し立てることがありまするけれど の供述の要旨の正確さについて異議を

〇野木政府委員 この点につきまして は、まつたくお説のようでありまし の申立があつたときは、その旨を調書 異議を申し立てることができる。異議 するから、御了承を願いたいと思いま ども、この点は脱漏があつたのであり になりまして、新しく五十一條とし まして、今正誤の手続をとつておりま て、実はまことに恐縮に存じますけれ をしなければならない。但し、最終の たしまして、「検察官、被告人又は弁護 文がはいります。新しい五十一條とい て、今おつしやつた趣旨のこういう條 す。その点は五十條と五十一條が一つ 内によれをすることができる。」よう いては、整理ができた日から十四日以 公判期日後に整理された公判調書につ る最終の公判期日後十四日以内にこれ 議の申立は、遅くとも当該審級におけ に記載しなければならない。前項の異 なりますが、御了承を願います。 人は、公判調書の記載の正確性につき いう趣旨の條文が正誤にはいることに

得」と簡単になつておるのですが、こ 判調書ノミニ依リ之ヲ証明スルコトヲ O中村(俊)委員 それから五十二條で 日における訴訟手続で公判調書に記載 の改正の條項によりますと、「公判期 條は「公判期日ニ於ケル訴訟手続ハ公 法の六十四條に対比されるべきもので ありますが、五十二條は現行刑事訴訟 あるのですが、この現行刑訴の六十四 うにとられるのでありますか。 れをお伺いしたい。

かをお尋ねしたい。

加わつたのかということを、御説明願 れておるが、どういうわけで、これが されたもの」というふうに特に加えら

明することができる。」とありまして、 〇野木政府委員 公判調書に記載されたものというふう のは、公判調響のみによつてこれを証 る訴訟手続で公判調書に記載されたも 本案におきましては「公判期日におけ おる点もあるようであります。それで つきましても、解釈論が多少わかれて る。訴訟手続という点は、証言の内容 明するのであります。他の証明資料は に、公判調書に大きな権威性を認めま きましては、他の資料でこれを集め得 公判調書に記載されていないものにつ 許さないというわけであります。ただ という点までも含ませる趣旨でないと して、公判調書のみによってこれを証 いうことに、お解し願いたいと思いま 現行法の六十四條に

られるという趣旨でございますかいと すが、五十四條の書類の送達に関する 〇中村(俊)委員 これは簡單なことで する送達は、裁判所の規則の中に定め れておりますが、所在不明のものに対 こと、ここに登達に関する規定が除か

〇中村(俊)委員 所在不明のものに対 きない、そういうわけであります。 公示送達に関する規定は置くことはで O野木政府委員 裁判所の規則でも、 になる、そういうことであります。 〇野木政府委員 所在不明のものに対 する途遠方法については、どういうよ 〇中村(俊)委員 する送達ということは、結局送差不能 それから五十七條に

るが、実は私はこの全文を通じて、隨 相当の猶予期間を置いて、」云々とあ は「裁判所は、裁判所の規則で定める 旧來の刑訴でもそうですが、現在の改 てルーズなものになつておる。これは 所に裁判所に関しては、規定がきわめ 限り速やかに」とか、その他にもある 当の猶予期間を置いて、」であるとか、 とか、あるいは五十七條においては「相 正法律案でも、四十八條の三項を見ま おるのであるか、どうですか。数判所 にきめられるということを予想されて ておりますが、この相当の期間という 内とか十日以内というように定められ ます。そして被告人、弁護人側は、必 たような言葉が、随所に使われており ようですが、まだ全部にわたつては調 それから七十三條の三項にも「できる すと、「できる限り速やかに、」である ず全期間の日にちがはつきりと五日以 ように「相当の猶予期間」であるとか、 べておりませんが、とにかくこういう 趣旨の言葉が使われるように予想して の規則でも不明確な相当というような いうことを予想しておられるのかどう おられるのですか。ここには相当とい のは、裁判所の規則では具体的に数字 できる限り速やかに」であるとかいつ の規則では、具体的数字が書かれると り期間ではありますけれども、

裁判所

うことになる場合もあると思いますけ ましてば、おそらく場合をおかすとい されると思います。 **〇野木政府委員** 裁判所の規則におき れども、具体的の時間が原則的に規定

又は罰証を隠滅すると疑うに足りる相 尋ねいたします。「裁判所は、逃亡し 〇中村(俊)委員 八十一條についてお

当な理由があるときは、」いわゆる接 見禁止、物の授受の禁止、差押えする 実を挙示しなければならぬと解してお ということになつでおるのであります 点につきましても何おうと思つている るのであります。これはいずれ保釈の 所の処分であるのでありますから、そ るので、この禁止の処分は決定でもつ を禁止する裁判に対しては、理由を書 ど守られていなかつた。もちろん上訴 のでありますが、今までそれがほとん すがいいずれにしても、いわゆる裁判 てなされるのでありますか、命令でな う言葉が、非常に曖昧だと考えられ 禁止の処分に対しては、具体的な事 れるのでありますか、不明でありま この「疑うに足りる相当な理由」と

則としては、裁判には理由を附さなけ 決は、申すまでもありませず、決定、 許さない決定または命令は、理由を附 らかになつておりますために、上訴を ればならぬということは四十四條で明 を伺いたい。 かかわらず、今までに理由を附してあ 命令に理由を附さなければならぬにも する必要がないけれども、その他の判 私は考えておりますが、この場合にお く必要はありませんけれども、元來原 ますが、その点に関する政府のお考え な理由を明記しなければならぬと考え はり具体的な理由、何がゆえに罪証を きましても、この処分に対しては、や る決定がない場合が多かつたように、 隠滅すると疑うに足りるかというよう

〇野木政府委員・八十一條のいわゆる 項の規定を適用しない。從つて原則に 勾留に関する決定については同條第一 では四百二十條第二項におきまして、 接見禁止の決定につきましては、この案

第一類第四号

司法委員会議錄

第三十七号 昭和二十三年六月二十

一を要しないという。四十四條第二項の 一決定または命令には理由を附すること になると思います。從つて上訴を許す ラ得」という規定があるのであります 規定は適用なくなりまして、いわゆる 返りまして、抗告ができるという解釈 を附することになるものと思います。 上訴を許す決定になりますので、理由 こざいますか。 | 関をなし得ないと解釈してよろしゆう 十二條の二項には「裁判所檢閱ヲ爲ス 〇中村(俊)委員 現行刑事訴訟法の百 がありませんから、檢察官は絶対に檢 が、この改正案には、右のごとき規定 コト能ハサルトキハ檢事之ヲ爲スコト

〇野木政府委員 要するに検察官は書 類その他のものを検閲することはあり ませんの

法の第二項が削られていると解釈して 〇中村(俊)委員 つまり現行刑事訴訟 〇野木政府委員

制られておるわけで いいわけなのですね。

法律に書かれておる第二條以下の犯罪 賭博であるとか、あるいは盗犯防止の 句が使つてありますが、常習という言 犯したものであるとき。」こういう字 保釈の点でありますが、八十九條の第 〇中村(俊)委員 それから八十九條の すのでありますか。 を指すのですか。それとも裁判所が認 葉は、いわゆる法律用語として、常習 れる場合を指すのですか。いずれを指 定をして、これが犯罪常習者だと見ら 三年以上の徽役又は禁錮にあたる罰を 一項第三号「被告人が常習として長期

〇野木政府委員 お説の後者でありま

〇中村(俊)要員、次に第四号ですが

き。」先般私は経括的質問のときにも 保釈の点についても、その原則を守ら はこの立法の精神をよく理解されて、 施行されまするならば、全國の裁判官 では、被告人は無罪なんだという建前 なんだ、從つて第一審の判決があるま 者の考え方は、保釈というものは権利 何つたのでありますが、なるほど立案 「被告人が罪証を隠滅す る虞が あると 釈の点については、いまだに日本の多 れることだろうとは信ずるのでありま この保釈の点については、この法律が ははなはだ結構なことでありまして、 でいくのだというのであります。これ をしておることは明らかであります。 も明禮委員が質問されたごとくに、保 するけれども、どうもこれは私どもの があつたときは、以下の五号の條件が ろ保釈を許さないという考え方が支配 考え方ではありません。おそらく先般 くの裁判官の頭にい原則としてはむし ない場合は、これを許さなければなら そこで八十九條の原則は、保釈の請求 が想像されるのです。そうすると今ま 事件が続出してくるだろうということ く認めております。從つて今より否認 通りこの改正では被告人の默祕権を强 それとこの第四号とは相結んで被告人 対に保釈を許してくれませんでした。 での取扱いは事件を否認するものは絶 が罪証を隠滅するおそれがあるという 許さないという規定にする。ここにこ うに足りる相当な理由があると保釈を う意味の規定は、四号を隠滅すると**疑** 由があるとき取消すととができるとい 証を隠滅すると疑うに足りる相当な理 告人が逃亡したとき、逃亡もしくは罪 保釈の取消しの場合に、九十六條の被 **う簡単な言葉になっておるのですが、** しないか。それから第四号は、そうい ことにして、許されないようになりは ねて政府の御意見を承りたいと思うの ういう規定がむしる必要であつて、そ の方が取扱い方が丁寧じゃないかと考 であります。 えられるのですが、この点について重

これもただいま質問いたしました決定 一めになお拘留する必要があるかという わけですから、当然保釈の結果に対し に対してはなるほど即時抗告ができる 告人が罪証を隠滅する虞があるとき。 番危険なのが第四号でございます。「被 ぬということになつておりますが、 |最もおそれるのは、やはりこの「被告 なかつたはずです。これは顔川幸辰教 ては、今まで理由を附せなければなら 理由があげられていないのです。私が から保釈の申請を却下するが、何のた 当身柄を拘束する必要があると認める 授も指摘されているごとくに、なお相 いう場合でするというのは、御承知の が罪証を隠滅する處あるとき。」と 私の個人の意見としてお聴きを願つて 公判調書について訂正の案をお出しに 法的な考え方でありまして、今ここで 号、五号――五号はあとで 伺い ます 條においては原則として保釈の請求権 お考えを願いたい。これは私は非常に なるというのでありますが、ついでに おきたい。ただいま承れば、さいわい かく許されないのじゃないか。そこで が、この規定の濫用によつて保釈がと おりますが、今申し上げたように、四 は被告人の権利だということになって れは保釈を許してもらいやすいという いい制度と考えるのでありますが、こ 一つの方法なんです。もつとも八十九 それからなお一点、これは一つの立

び拘引されるまでの捜査費用というも 走をした場合は、九十六條の決定を取 のを引受人に負担せしめるという制度 れでは足りないのです。捜査をして再 たいと思うのです。保釈された者が逃 私はこういう一つの私案を提出いたし 一許すという方向に向つてもつていつて 負わしめ、そしてできるかぎり保釈を 釈金の沒收以外に捜査費用を引受人に 親戚その他の友人が引受けましても、 です。これをぜひ私はお考え願いたい を沒收するというのでありますが、 消し、そして保釈金の一部または全部 ので、一つの私案といたしまして、保 いということになるだろうと思われる むしろ責任をもつて逃走をせしめな と思うのであります。そうすれば弁護 人も無責任なる引受をいたしませず、 いただけないかと考える ので ありま

ないだけでは、この第五号にあてはま 判所が住所不定だという場合には、こ ると単にそういう外見的な面だけで裁 不定ということになっておる。そうす まつておる。本人が親戚の家を住所と と、勝手に警察官が住所不定にしてし 住所不定の場合ですが、どういう場合 名又は」ではありませんで、「被告人の う。現に先般も私の経験からいきます 氏名及び住居が判らないとき。」であ き。」とありますから、住居がわから れは許さぬのじやないかという疑い しておるにかかわらず、記録には住所 らないとは思いますが、「被告人の氏 あるのであります。もつとも五号に りますから、この二つの條件がそろわ 「被告人の氏名及び住居が、判らないと に住所不定と見るのか私は問題だと思 それから五号であります。被告人の

五

なければいけないのかという点であり なければ、原則として許されぬと思う 断されるのであるかという点と、私の するおそれがあるというときと、かり のでありますが、私はそう解釈するの 私案について御意見を伺いたいと思い どういう場合をもつて住居不明だと判 に氏名及び住居が不明だという場合と べきであるか、氏名及び住居がわから です。これは「叉は」という趣旨に解す して、その住居不明だという場合は、 ますが、先ほどの被告人の罪証を隠滅

適例だろうと存じます。 ありますので、それなどはまさにこの の神戸の騒擾事件などのときにもあつ なかつたり片方のみのときは、これは わからなかつたり、住居のみがわから ないとの趣旨でありまして、氏名のみ の御質問からお答え申し上げます。 **〇野木政府委員** 便宜簡單なあとの方 とも言わないで默つておるという者が たことでありますが、名前も住所も何 はいらない趣旨であります。具体的の 事例といたしましては、たとえば今度 被告人の氏名及び住居両者ともわから 第八十九條第五号は、御説の通り、

置法の施行された後においては、格別 **うに存じますが、刑事訴訟法の應急措** 釈ということはほとんどなくなるだろ でありますけれども、すでに保釈に対 八十九條のような規定がなかつたわけ うという御心配も一應ごもつとものよ でもいいという建前になつておりまし があるときは必ずしも保釈を許さなく して、被告人が罪証を隠滅するおそれ が、なるほど八十九條第四号におきま て、この運用のいかんによつては、保 次に御質問の第一の点でございます と同じような規定がここにあるという

当時のような運用には万々なることは でと違つてきまして、現行刑事訴訟法 の適用面におきましては、ずつと今ま おかれまするならば、「罪証を隠滅する よりまして、八十九條のような規定が えている。從いまして、今度この案に まして、昔よりも保釈の数がずつと殖 する裁判官の考え方が大分違つており ないのではないかと思つておる次第で 處があるとき。」という解釈も、実際 ありますり

れに類似のようなことは私ども考えて 考えと敬服いたす次第であります。 ては、非常に優れた点をもつているお き得ませんでした。しかし考え方とし みましたが、今度の案ではここまでい でございますけれども、これも一應こ なおお漏らしになりました私案の点

もかかわらず、やはり現行刑事訴訟法 告官の地位ということになつているに たように、検察官の地位がいわゆる原 検察官の意見というものは、裁判の決 見解で保釈を許せばいいのであつて、 を許すか許さないかについて求意見と れは御承知の通り、從來裁判所が保釈 らないこということは、もう必要がな 定に対していほとんど何らこれを拘束 なことでありまして、裁判所は独自の すが、「検察官の意見を聴かなければな ければならない。」という規定でありま ますが、九十二條の「裁判所は、保釈を 〇中村(俊)委員 次は九十二條であり するものでない。殊に先ほど申しまし ではないかと私は考えております。こ いのではないか、これは削るべきもの 定をするには、検察官の意見を聴かな 許す決定又は保釈の請求を却下する決 いうものをやりますが、これは形式的

ヲ聽キ決定ヲ以テ勾留セラレタル被告 りますのは、現行刑事訴訟法の「責付」 あります。殊に九十五條に「委託」とあ の百十八條には「裁判所、検事ノ意見 りませんでとこるが、現行刑事訴訟法 意見を求めようということになつてお の場合であると考えられますが、それ 人ヲ親族其ノ他ノ者ニ」云々とありま と執行処分については、何ら檢察官の ことは、はなはだ私は遺憾に思うので

の意見を聴かなければならぬというこ を却下する決定の前提として、検察官 法案は、檢事の意見を聽くということ 提とされておる。ところが、この改正 らるべきものではないかと考えます 九十二條の檢察官の意見を聴くという とは、一つの矛盾したところの考え方 十二條の保釈の決定または保釈の請求 おいては、検導の意見を聴くことを前 が、御意見を承つておきます。 ことは必要ないのではないか。当然削 が出ているのではないか。從つてこの はできない。それにもかかわらず、九 して、現行刑事訴訟法は、この場合に ます相当の金額でなければならぬとい

見を聴かなければならない。」と、取 保釈の点において、特に「検察官の意 なるものと思つております。ただこの るところを、相当の部分落している点 見を聴くという立て方に、ルールでも 立があつて、それに対して決定などを 色彩が強くなりほしたので、一方の申 判の段階においては、当事者訴訟法的 していただくという趣旨であります。 行刑事訴訟法で、檢察官または被告人 する場合は、おおむね他の方の者の意 ただ意見を聽くということは、殊に公 があります。それは大体ルールで規定 または弁護人の意見を聴くと書いてあ O野木政府委員 本案においては、現 のの具体的の性質を、ひとつ明らかに していただきたい。どういうものをも れだけひとつ知らしていただきたい。 つて保証書と裁判所は認めるのか、そ

番活用される。しかも保釈の場合には 一今までの実際の例に見ても、保釈は一 上げて法律で規定いたしましたのは、 階においては必要である、そういう考 の意見を聴いて、保釈の決定をすると の維持という責任をもつておる検察官 え方であります。 適用の場合も多いし、少くとも今の段 いうことは、ほかの場合よりもずつと 一番問題が多いのでありまして、治安

なことですが、九十三條の二項にあり 題になることは多くないので、あえて 聽くということを規定いたしませんで 〇中村(俊)委員 それからこれは簡単 こういう趣旨でございます。 法律でこれを書くまでもないことだい したのは、これは保釈の場合Aとそう問 なお九十五條の方は、法律で意見を

う保釈の保証金ですね。相当の金額で 済するのは九十四條でやるのですかか ない場合には、この九十五條の委託、 額のような感じを受けるのですが、そ なければならぬという字句のわれり 私の解釈は、つまり極貧の者について 九十四條の保証書でこれを救済される の受ける感じは、「相当」という字は多 のではないかと思いますが、そういう 九十五條でやるのですか。 保証金がないというような場合は、救 を裁判所はやつておりません。そこで いうのですが、どうも責付ということ こで保証金を積める人はよいが、積め いわゆる昔の責付で救済さるべきだと それから九十四條の保証書というも

たわけであります。この保証金も支排 保証金額を定める標準規定が法律には 合にはいもう保釈という問題になつ 体の拘束を継ける必要がないという場 うことはできない。」しまあ絶対に身 つきりしておりませんでしたので、 してもよいのではないかと思つており 十三條の方にいつて勾留の執行を停止 三條第二項で、このよりな規定を設け の手がかりを得せしめるために、九十 〇野木政府委員 現行法においては、 て、勾留を取消してもよいし、また九

るいは弁護人でもよいので あります そういう場合には、保証金に相当する ら、たとえば被告人が逃亡したとか、 思います。この保証書と申しますの う規定になって、それが活用になると って保証金に代えることができるとい が、そういら者の差出した保証書でも る被告人以外の、たとえば親、兄弟あ 第三項において、裁判所が適当と認め ます。これでいけます。なお九十四條 九十五條で委託、これは大体今の御設 場合については、一つは御説のように ますり 味の書面であります。 金額について責任を負う、そういう意 は、保証金に代るものでありますか のように、實付に相当するものであり 手放しはできないが、金がないという し危い。しかも今言つたように、全然 なお若干保証金額も積まなければ少

金に相当する金額を保証するという民 ますと九十四條第二項の保証書という 事上の債務を負担する証書のようなこ ものでなしに、逃亡した場合には保証 のは、單に身柄引受害のような性質の 〇中村(俊)委員 そうですか。そうし とを意味するものと了解してよろしい

〇野木政府委員 この点については、 〇中村へ俊)委員 それから百五條であ 使われているが、この百四十九條の但 る場合」という言葉を使つておられま ためのみにする権利の濫用と認められ 承諾した場合、押收の拒絕が被告人の と同じ趣旨のものと考えております。 書の規定がありまして、本案の保証書 現行法の百十七條第三項、四項に保証 と認められる場合」というのは、どう 書「本人が承諾した場合、証言の拒絕 いう意味でありますか。 が被告人のためのみにする権利の濫用 す。これは百四十九條にも同じ言葉が りますが、百五條の但書「但し、本人が も現行法百十七條三項、四項の保証書

ことができる。証言の方も同じ例が適 のは、結局そういう場合には本人本 いうことになりますので、そういう 比較的まれな場合か

來の利益のために承諾しないのではな を調べてみて、どうも本人が承諾しな 合、しかし裁判所から見ますと、全体 がその本人に頼みこんで、本人は被告 と、本人は押收されることを承諾して と思いますが、一例をあげて申します 〇野木政府委員 承諾しない場合でも、これを押收する る一種の権利の濫用と認められる。そ 人の顔を立てて承諾しないという場 〇中村(俊)委員 どうも今の御説明で 用になると思います。 くていもつばら被告人のためのみにす もしないでもよいのであるが、被告人 場合には、本人が被告人から頼まれて 私ちよつと納得いきかねるのです 的に言えばわからないものですからい

るものを、医者とかその他の者が押收 うな意味じやないかと思うのです。押 ず、公共の福祉に反するというような 收の拒絕が被告人のためのみ にあら と思うのです。むしろ私はこういうよ つて出すなというのは、極端な場合だ は自分が法廷で承諾して、かげにまわ はちよつとどうかと思うのです。本人 告人のためのみにでなく、これを出す の立案趣旨は、今言われたようなこと うな意味も含まっておるのではないか ときには、権利の濫用でないというよ を拒絕するのですからして、今の引例 趣旨と解してよいのではないか。具体 それ以外の場合は、権利の濫用という ときには、これは権利の濫用でない。 ことによって公共の福祉を害すという 想像するところでは、押收の拒絕が被 ですか。それにすれば、本來の権利の と、私は想像するのですが、あなた方 濫用という言葉と矛盾しないか。私の たい。

收を担むことはできなくなることであ 伺つておるのです。 〇中村(俊)委員 そうすると、やはり りまして、次の部分は本人が承諾しな は但書の一番初めの部分で、これは押 **〇野木政府委員** 本人の承諾した場合 い場合の話であります。

思われるような規定だと思われるので るのですか。それにしては、どうもわ 想像して、こういうことを書かれてお 今官われたように、極端の場合などを 政府の説明の通りに、立案の趣旨は、 してくれるなと言ったような場合に すが、やはりお説の通りに、本人が出 とんど死文とひとしいのではないかと 利の濫用というので、非常に狭い、ほ れわれは、被告人のためのみにする権

こういうように了解していいのでござ のみにする権利の濫用だと解釈する、 出さないということが、被告人のため

定なのですか、訓示規定なのか、伺い 伺いいたしますが、これは大体强行規 〇中村(俊)委員 百十五條についてお になると思います。 〇野木政府委員 この文はお説のよう に、適用事例としては割合まれな場合

ります。 **〇野木政府委員** これは 強行規定であ

〇中村(俊)委員 それから百三十一條 **〇野木政府委員** これも先ほどの規定 て差支えないか、伺いたい。 の二項です。これも顕行規定と解釈し

か と同趣旨であります。 だと了承してよろしゆうございます O中村(俊)委員 顕行規定と解すべき

〇野木政府委員 そうでございます。 ではないかと思いますが、御意見を承 と同時に、これも强行規定と解すべき ならない。」とある。これはどういう いたしますが、百四十條の後段の「且 りたい。 由を知るため適当な努力をしなければ つ、身体の檢査を受ける者の異議の理 〇中村(俊)委員 それから次にお尋ね ことを規定されておるのかということ

検査を受ける者の異議の理由を知るた 〇野木政府委員 百四十條の「身体の 体の検査を受ける者がいすなおに受け という点でございますが、要するに身 め適当な努力をしなければならない。 ば病院に行くならいあるいは医師の立 ないというのは、そこにいろくく理由 がある場合が多いと思います。たとえ

娩後ならば受けてもよいとか、いろい あるいは今は都合が悪いけれども、分 会いを得るならば受けてもよいとかり ろ理由がある場合が多いと思います。

うないろくの理由を問い質して、な 從いまして裁判所が百三十七條の規定 るべく隠やかにこれを進めることにし たらどうか、そういう精神をここに盛 という場合には、なるべくそういうよ 九條の規定によって身体の檢査をする によつて過料を科したり、また百三十

つておるわけであります。 八八並委員長代理退席、委員 長著

体の検査を受ける者の異議の理由を知 かじめ検察官の意見を聴いて、かつ身 ら、過料を科されて、ようやくにして 〇中村(俊)委員 そこで私がお伺いし たいのは、これも証拠になるのですか をお尋ねしておる。 という場合には、これは訓示規定でな るために適当な努力をしないで、そう 身体の検査をするというときに、あら くして强行規定ではないかということ いう身体の検査をして証拠を蒐集した

うかという点と、一脈関連した問題に 力があるかどうかという点につきまし 当の努力をしないで、身体の検査をし O野木政府委員 異議の理由を知る適 若干わかれてくる点もあるかと思いま なると思いまして、解釈論としては、 物が証拠物として証拠能力があるかど 生じた場合に、それがはたして証拠能 でしまつた。たまし、そういう結果が すが、本案におきましては、必ずしも があつた、そういう場合に、押收した した場合に、その手続に一部遠法な点 証拠能力までも否定する、そういう意 では、たとえばほかの方の押收捜査を

は、これは訓示規定というように解し 拠能力があるという意味におきまして は考えておりませんの從いまして、証 味において強行規定であるというまで ております。

して差支えありませんか。 ることができるという言葉だけしか使 〇中村(俊)委員一次に百五十九條の三 でもつて却下するという意味だと了解 云々という言葉が使つてあるにかかわ ん私は決定だと思うのです。ところが 項の却下ですが、この却下は、もちろ その決定の場合には、決定でもつて 刑事訴訟法を全部読みますると、必ず らず、この第三項だけはこれを却下す つていないのです。これはやはり決定

| 〇野木政府委員 | さようであります。 條の場合と同じ趣旨である、そういう 査の規定が強行規定であるかどうかと なおついでに、先ほどの女子の身体検 う意味でありますが、先ほどの百四十 だという意味は、これは强行規定と見 項の御説明は、百四十條の場合と同じ 〇中村(俊)委員 この点は非常に重大 ふうに御了承願いたいと思います。 いう点につきましても、强行規定とい 議論を出したい。 この点について政府 れなければこれは無用の長物になって ないという趣旨なのですか。これは重 の責任ある御答弁を伺いたい。大体よ べきでないと思います。私はこういう のです。しかしこれは人権の擁護から 大なことでありまして、今まではこう なのです。あなたの百三十一條の第二 ぐ訓示規定という言葉を使いますが、 しまうのです。これは訓示規定と解す 定だけは强行規定だということに解さ いうことはほとんどやつていなかった いい、すべての点からいつて、この規

司法委員会議錄 第三十七号: 昭和二十三年六月二十一日

あーがなり

内部に関する効力じやないのです。つ ないと解釈されておる。ところが刑事 のです。その博士の説によれば、訓示 法には、訓示規定について意見がある のであります。これは学者が勝手に訓 ないと思います。法そのものではない 私は訓示規定というものは、法律には 則論としてはあり得ません。 法に訓示規定があるということは、原 はあり得ないという見解をもつており まり被告人、弁護人檢察官等外部の者 規定は官僚内部に効力を及ぼすにすぎ 示規定ということを言つておるのだと えるものに、私は訓示規定というもの すけれども、少くとも外部に影響を與 というものはないと思います。よく訓 訴訟法は外部に対する効力なのです。 示規定、訓示規定と司法法規に使いま に対しては、絶対訓示規定はあり得な 解釈しております。美濃部さんの行政 ます。從いまして、いわゆる刑事訴訟 駆内部に効力を及ぼすならば、行政官 いという解釈をもつておる。從つて官 の法規などによくありますが、しか いやしくも刑事訴訟法には訓示規定

○野木政府委員 ただいまの点につき ましては、後刻一緒にお答えいたしま

〇中村へ俊)委員・これは議論になりま 規定というものはあり得ないという考 すけれども、私は刑事訴訟法には訓示 ついても、政府側に意見をお聴きした の次にお答えを願うならば、その点に え方をもつておりますから、もしもこ

訴、告発又は請求により公訴の提起が あつた事件について」云々となつてお ります。この百八十三條は、現在の刑 次は百八十三條ですが、ここに「告 〇中村(後)委員 私も寡聞にして労働

なつて、九十二條だけが残つている。 の九十條から九十二條のあの規定であ 求という言葉が当てはまるのは、刑法 葉が加えられている。ところがこの請 が百八十三條には新たに請求という言 條には請求という言葉はない。ところ 定であるわけなのですが、二百三十九 事訴訟法の二百三十九條に相当する規 論ス」つまり現在の刑法では、九十 以子其國リニ云々、そして何々の「罰金 あの「外國ニ対シ侮辱ヲ加フル目的ヲ りまして、九十條と九十一條を削除に る。これは御承知の通りであります。 かに九十二條だけが残つている現在に 十條、九十一條が削除になつて、わず 言葉が抜けているにもかかわらず、九 訴訟法の二百三十九條には請求という る事件は九十二條だけに残つている。 條、九十一條がもうすでにない。削除 ニ処ス但外國政府ノ請求ヲ待テ其罪ヲ ところが先般の刑法の一部の改正によ おいて、この百八十三條に特に請求と ところが九十條から九十二條が生きて になって、請求をまつてその罪を論ず いう言葉をお加えになつたのは、どう いう趣旨であるかを御説明願いたいと いるその時代においてすら、現行刑事

官が公訴を提起する、そういうような 頭に入れて、なおほかにも告訴、告発 諸法令におきまして、請求により検察 はいりましたのは、最近の労働関係の 〇野木政府委員 百八十三條に請求が であります。 な趣旨の立法が出てくる場合を予想し 場合がありますので、そういう場合を という以外に、請求によるというよう て、ここに特に附け加えておいたわけ

含むのであるかということと、それか 十二條の請求を含まないのであるか、 のでありますが、この請求の中には九 法規のこの請求という條文を知らない すから、御指示を願いたい。 ら他の新しい請求による公訴の提起と いう條文を、きようでなくても結構で

う方法をもつてその訴訟費用を外國政 ういう事例があつたとすると、どうい 九十二條の場合を予想した場合に、そ 府に負担せしむる方法がある-のです 〇中村(俊)委員 そうしますと、この こに合むと解しております。 O野木政府委員 ただいまの御質疑の 刑法第九十二條の請求も、解釈上はこ

のではないかと思つております。 負担せしむることができるというだけ とになりますけれども、百八十三條は りました以上は、解釈上含むようなこ 〇野木政府委員 刑法九十二條の場合 〇井伊委員長 それでは午後一時まで 性質上、実際上問題になることはない 形になっておらないこと。及び事柄の で、負担させなければならないという で、百八十三條でこういう書き方にな は、事外交問題に関連いたしますの 体憩いたしま

午後零時九分休憩

〇中村(俊)委員 次にお尋ねいたしま あたる者が、罪を行い終つてから間が 百十二條の第二項に「左の各号の一に すのは、二百十二條でありますが、二 職を開きます。中村俊夫君。 〇石川委員長代理 休憩前に引継き会 ないと明らかに認められるときは、」と 午後二時三十一分開議

> **うのですが、間がないという言葉と、** 説明願いたい。 直後という言葉と違うのかどうか。御 がない」という言葉は、法律用語とし て、まことに不明瞭な言葉であると思

どういら具体的事例を指すかを、御説 がありますけれども、ここにはこうい 第二項には、いわゆる準現行犯の規定 れども、この点は現行刑訴の百三十條 〇野木政府委員 二百十二條の二項の 明願いたいと思います。 がありますが、「追呼」という言葉は、 うような、時の言葉がはいつておりま 「間がない」という言葉でございますけ 人として追呼されている」という言葉 それから二項の一号にあります「犯

りますので、そういう誤解がないよう ないかという誤解も起り得る余地があ からでも、なお単現行犯になるのでは せんので、見方としては、大分経つて う言葉を入れたわけであります。その はつきりさせる意味で「間がない」とい 意味におきまして現行法の百三十條第 に、本案におきましては、時の関係を 二項の準現行犯よりも、大分嚴格にな

は、どう違うかという点でございます たいと思います。しこうして間がない けれども、間がないという方が、やや ということと、直後ということとで ゆとりがあるのではないかと考えられ つておるということを御承知おき願い

いう言葉が使つてありますが、この「間 ういう用語があるようでありまして、
 要するに、たとえばどろぼうくくと呼 〇中村(俊)委員 次は二百二十七條で ばれて、迫われておる。そういうよう でいるとき。」これは英米法にも、こ な場合が適例だと思います。 次に第一号の「犯人として追呼され

ですが、この公判期日において圧迫を け前にした供述と異る供述をする虚が すが、「公判期日においては圧迫を受 あり、」こういう言葉が使つてあるの

う場合が、どういら具体的場合を予想 して、こういう法條が規定されておる おそれがあるということを、検察官が ことと、それから公判期日に圧迫を受 かを御説明願いたいのです。 け、前にした供述と異なる供述をする 合を予想して言われておるのかという どうして知ることができるか、そうい 受けという言葉は、どういう具体的場

十九條以下の弁護人その他の証拠保全

それからこの二百二十七條は、

御説明を承りたいのです。 て、公判廷に出た後には、ほうとうの 起ることはないと思います。たとえば といたしましては、將來そうたくさん る特別な場合の規定でありまして、 〇野木政府委員 二百二十七條は、 ことを言えない、そういうような心配 その親分から非常に脅迫などを受け 正しいことを言つた。ところがあとで 被害者が警察官の前では、一應任意に ような事件を考えてみまして、非常に ある封建的な親分が恐喝をしたという 解してよいのであるかどうかについて 拠保全だと解しておるのですが、そう の場合と同じように、これも一種の証 まれな場合と思いますけれども、その がある。しかもその者の供述は犯罪の 例

ういうのがこの規定の趣旨でありま て、その者の供述を保全しておく、そ る場合には、検察官は二百二十七條に て、公判期日に供述が変るかもしれな す。從いまして普通の場合におきまし 証明に欠くことのできないと認められ よつて裁判官にその証人尋問を請求し

度があり、」云々とあるが、これはど 受け、前にした供述と異る供述をする **う具体的例を示していただきたいと思** ういうことを予想されているのかとい うして知ることができるのですか。ど よるという公判期日においては圧迫を うのです。

できると、これにはその方法が書いて とにかく一應檢察官、檢察事務官、ま 任意の供述をしているのです。ところ あるという事実をどうして発見するか たは司法警察職員の取調主張に際して にした供述と異る供述をするおそれが 公判期日においては圧迫を受け、前 おいて、十分承知し得られる場合が多 は、いろし、の場合があろうと思いま 〇木内政府委員 その点につきまして もは御質問のようなことは、從來もな 検察官などがあとで関係者をいじると 者等を調べる際において、検察官等に すが、大体かような事件が起り、被害 來といえども、私ははなはだよくない 実さようなことがあったとすれば、從 かいろくいお話がありましたがい私ど 今後においては、少くとも今中村委員 の改正案の建前等からいきましても、 いのであります。先ほどの御質問に、 の御心配になるような、あとで略式命 ことと考える次第であります。なおこ るものを阻止するような方法を講ずる 令を請求し、正式裁判を求めようとす ように考えております。 ようなことは、絶対に起り得ないとか いと思っておるものでありますが、事

に限つて証人の尋問を請求することが

のは、第二項のことく、公判期日前

ありますが、そういうことでなしに、

員の取調べは済んでおる。ところがそ かく被告人をさわる傾向がある。一應 ばならぬと思うのですが、この規定に おいては、さわることが非常にあつ ろいろな事例もあるでしようが、はな 検察官の取調べは済んでおり、警察職 た。そういうことは絶対に避けなけれ 式裁判を仰ごうとしたときは、わざわ はだしい例に至つては、略式命令の正 ざ本人を呼んで非常にさわる、過去に れでもしよつちゆうさわるのです。証 いうことについて、検察官は從來と 〇中村(俊)委員 二百五十六條の五項 定であるのか、たとえば强盗とか、傷 的または択一的に記載し得るという規 とするのか、それとも二個以上を予備 この規定の趣旨は、二個の訴因を限度 予備的に又は択一的にこれを記載する によりますと「数個の訴因及び罰係は、 的もしくは択一的に並べるのか、私の 害とか、暴行とかという三つを、予備 ことができる。」と規定されておる。 についてお尋ねいたします。この規定 理解するところでは、二つのものが択

拠とかあるいは追訴をしようとか、

失わない範囲でなければならないので 一許されないのではないかと考えておる はないか、これは廣義に解釈するのは |実記載というような全然別個のものを るのだ、あるいは文書偽造と殺人とい も択一的に記載できるのか、これは私 のでありますが、これは廣義に解釈す は嚴格に狹義に解釈さるべきものであ ものに限つて許されるものだと考えて つて、犯罪の性質の同一性を失わない うことも可能であるのか、詐欺とか不 御見解を承りたい。 おるのでありますが、この点について 一といつても、犯罪の性質の同一性を

のであります。 〇野木政府委員 その通り、趣旨もま つたく中村委員のお説の通り嚴格なも

に明記しておきたいゆですが、犯罪の た二個の訴因を限度とするのか、犯罪 ないかということと、冒頭にお尋ねし ばならぬということに了解して差支え 性質の同一性を失わない範囲でなけれ 〇中村(俊)委員、重ねて、これは速記 性を失わない限りは、予備的に三個に 〇野木政府委員 犯罪の同一性の限度 の同一性を失わない限りは三個でもよ いのか、この点なのであります。 なつてもよいと考えております。そう いう趣旨であります。 であるということ、從つて犯罪の同一

〇中村(俊)委員 それから第六項であ りますが、これもきわめて重大な規定 第六項はもちろん強行規定であって、 事訴訟法には訓示規定というものはあ えることになつておりますが、大体刑 でありまして、この第六項は先ほども 予断を生ぜしめる虞のある書類その他 り得ないという見解なんですが、この **議論をいたしまして、後ほどお答え願**

ちろん強行規定でなければならぬので すが、これに関する御見解を承りた 第六項のごときは强行規定である。も ると理解してよいと思いますが、この した場合においては、上告の理由にな のものを添附しまたはその内容を引用

條末項の規定に違反して、予断を生せ 〇野木政府委員

一番手近かな問題と という点に、一番強行規定かどうかと しめる虞のある書類その他の物を添附 〇中村(俊)委員、次に二百五十九條で 場合に、公訴棄却になるかならないか し、またはその内容を引用したような ない処分をした場合において、被疑者 な意味を含んでいないと思いますが、 ありますが、これはあまり大して重要 棄却になるものと解釈いたします。 ているし添附したような場合は、公訴 いう点があると思いますけれども、こ いたしまして、起訴狀に、二百五十六 ありますが、二百六十條と対比いたし をこれに告げなければならない。」と の請求があるときは、連やかにその旨 「檢察官は、事件につき公訴を提起し は非常に强い趣旨の規定でありまし [石川委員長代理退席委員長著席]

疑者の請求があるときに限り、この旨 者の請求と云ふ意味なんですが、告訴 は請求のあった事件について、この請 ますれば、二百六十條は「告訴、告発又 規定ですが、二百五十九條は、特に被 その結果を告げなければならぬという とれは二百六十條と同じく、被疑者の を告げなければならぬとありますが、 から請求がなくても、これは速やかに 求という意味は、二百五十九條の被疑 睛求のあるなしにかかわらず、その結 人、告発人あるいは請求事件の請求者 〇中村(俊)委員、次に二百六十二條で 権濫用の罪と申しますか、液職罪の罪 非常に新らしい規定でありまして、 ありますが、二百六十二條の第一項は 項によりますと、「前項の請求は、第 立てる請求権というものが認められて 訴猾予になった場合には、不服を申し は、これが不起訴になり、あるいは起 に関して告訴または告発をしたもの るのですが、二百六十四條には一檢察 分をした検察官に差し出してこれをし 以内に、請求書を公訴を提起しない処 おるのであります。ところがこの第二 なければならない。」と規定されてお 二百六十條の通知を受けた日から七日

職

とでありますがら、二百六十條と同じ その結果を知りたいと期待しているこ 果を告げる方が親切であり、だれでよ がでありましょうかっ のではないかと考えるのですが、いか く、この言葉だけは削られる方がよい

発人または請求人に必ず通知する、 告訴、告発または請求があった事件で 必ずしもいつもその結果の通知を欲す 被疑者でありますので、この被疑者は ない場合でありまして、しかも相手が ういう建前にしたわけでありますが、 にはそこまでいけない、そういうの かなかたいへんでありますので、一 となると、いろし、の手数の点でもな をするという場合も考えられますの 自分のうちにきたりするときには迷惑 るものでなく かえつてはがきなどが ありますので、その結果は告訴人、 O野木政府委員。 に百六十條の方は、 この立案の趣旨であります。 おきまして、被疑者の全部に通知する と、いま一つはこの訴訟法実施の上に 二百五十九條の方はいそういう関係が

九

じ検察廳の検察官が、二百六十二條第 規定があるのです。検事一体の原則か 常に疑問をもつておりますが、この二 の取扱上からも、検事一体の原則から ども、はたしてこういうことが今まで は公訴を提起しなければならぬという の不服請求をした書類を見るのです。 として、一應同じ檢察廳の檢察官がそ うことが活用でき得るかどうか非常に ぬという規定は、私ははたしてこうい 対する不服請求書類が出たときに、同 違うかもしれない。しかし検事一体の 項の書類を受付けたる檢察官と、人は にした検察官とい第二百六十二條第二 いては、不起訴処分あるいは起訴猶予 ら申しまして、なるほど内部関係にお を提起しなけれはならない。」という 理由があるものと認めるときは、公訴 官は、第二百六十二條第一項の請求を 百六十四條を特に挿入された理由を伺 よういうことが行われるかどうかい非 **判所がこれを合議体で審理をすること** 疑うのです。もちろんそのときには裁 るときは、公訴を提起しなければなら は不起訴にした処分に対して、これに そうして理由があるものと認めるとき になつておりますが、それ以前の手続 原則からいつて、一たび起訴猶予また ことは、なるほど結構な規定ですけれ 一項の請求を理由があるものと認めた たいと思います。

察聴であれば、その上級の高等検察聴 度を認めておりまして、これは地方検 御質問の二百六十四條の点であります におきましては上級の高等検察愿へ送 で扱うわけでありますけれども、実際 ますと、從來不起訴に対して抗告の制 が、これはまず從來の関係を申し上げ

うが、前に不起訴にしてあるから、や を代表する検察官として、前にやつた処 ろの場合もありますので、それは公益 かに檢事同一体の原則と申しまして けれども、やはり起訴猶予処分が間違 そうしてその同じ檢察廳ではあります る前に、原地方検察廳において場合に はやはり妥当でなかつたという場合が といつて連訴命令の出た場合も現実に 前に、その原審である地方検察廳におい 分にこだわるべきものではありません も、ときに見方の相違もあれば、いろい よつてはなお一應の取調べをいたし、 はり不起訴にしなければならぬという 場合に何も後來の行きがかりにこだわ あり得るわけでありまして、さような において、さきの不起訴処分にしたの その前においてその原審である檢察廳 を送るわけでありますけれども、なお その地方を管轄する地方裁判所に事件 あるわけであります。從つてこの場合 において取調べの結果、原審である地 し、またさようなことはいたしていな つておつたという場合においては、い って、これは起訴の請求が正しいと思 ておるがごとく、不服のある場合は、 方検察廳の不起訴処分はよろしくない いてもあります。それからなお抗告審 て起訴をしたという場合も今までにお いのであります。現に高等検察聴に送る においては、二百六十二條に規定され

〇木內政府委員

お答えいたします。 考え方は、検察官が公益の代表である はよくなかつたと考える場合に、わざ 検察官の手もとにおいて、前の不起訴 でもないのであります。從つてすでに 私はかように考えるのであります。從 なことは許すべからざるものであるい という建前からいきましても、かよう つてまたさようなことがあり得るもの

〇中村(俊)委員、次は第二百九十六條

人の喚問を求める意思のないもの、そ

考える次第であります。 思い、またさような途を開いておくこ ありますが、末尾に「司法行政監督上 〇中村(俊)委員 次は二百七十七條で す。從つて二百六十二條は、置いてお ただちに公判を請求するのが妥当だと わざ裁判所に手数をかけるまでもな く方が活用の範囲が廣いてかように とが、檢察官が公益の代表者であると く、不起訴と処理した原審において、 いう点を明らかにするものと考えま

うことができることになろうと思いま 権の発動としては、たとえば最高裁判 であります。しかして司法行政の監督 更などを申請する。変更する理由はな るという場合、そういう人が期日の変 輩だつたという人が弁護士になつてお すけれども、具体的の処置といたしま と相照應する関係にあるわけでありま することになつております。この規定 所はそれを調査し、しかるべき弁明を から、裁判所が権限を濫用して変更し 例をあげますれば、裁判所の非常な先 しては、実際上はほとんど考えられな 並びに下級裁判所及びその職員を監督 〇野木政府委員 裁判所法第八十條 求め、あるいは注意を與える、そうい てしまうことがありました場合、ただ いにかかわらず、そういう特殊な関係 い例であるかもしれませんがいしいて に、最高裁判所は最高裁判所の職員、 監督権の発動を求めることになるわけ いまの裁判所法第八十條の司法行政の でありますから

> | きではないのだという御説明のように しぬという意味は、ただ証拠の題目を並 聴いておるのであります。ところがも べる程度のものであつて、深入げすべ すべき事実を明らかにしなければなら を承ると、檢察官は、証拠により証明 は無効だというように解釈しなければ を述べる検察官の証拠調の胃頭の陳述 の申入れは無効となるいそういうこと は、やはりそういう場合においてはそ はないかと恐れる。この規定の趣旨 くればとにかくとして、当初の間は、 ればならぬと考えられますが、その点 るのか。これもやはり強行規定でなけ 項を述べた場合は、その効力はどうな たは予断を生ぜしめるおそれのある事 ように、裁判所に事件について偏見ま これは先般政府委員の提案理由の説明 の但書について何うのでありますが、 なねと思いますが、これに対する御見 この問題には始終檢察官が触れるので についての御見解を承りたい。慣れて る検察官がその場合に、但書にある

の措置を求めることができる。」と書

いてありますが、これは具体的に言い

ますと、どういう処置が求められるの

ります。從つてこの但書に反して検事 その取調を請求する意思のない資料に **〇野木政府委員** 実ははなはだ恐縮で が、たとえば証拠能力のないものいあ きない。」ということになるわけであ 所に事件について偏見又は予断を生ぜ とすることができず、又は証拠として おるのであります。但しの下に「証拠 漏いたした点がありまして、先ほどの すが、この但書の点についても一部脱 解を承りたい。 しめる處のある事項を述べることがで よつて、」とはいって、それから「裁判 ようにこういうことが一緒にはいつて るいは後に証拠として提出もしくは証

> に影響があるということになりました 立てて、その都度それを登止めること らば、弁護人側はただちに異議を申し あり得るかと思います。 ならば、判決破棄の理由となる場合も 述べ立てるということがありましたな が看過せられまして、それが後に判決 ができる。しかして万一そういうこと らいらものに基いている/ への事実を

ものと思います。おおむね同條第一項 をなさることは行き過ぎではないかと 所は、審理の経過に鑑み適当と認める りますが、三百十二條の二項は、「裁判 は、適用される場合ははなはだまれな すべきことを命ずることができること 〇中村(俊)委員 次は三百十二條であ の規定によって、検察官が請求してい の規定は、実際の運用におきまして 〇野木政府委員 三百十二條の第二項 の趣旨を御説明願いたいと思います。 者の側にはあるかと思いますからい れわれの予想されないところが、立法 疑われる結果になると思いますが、 れたのか、立法の趣旨を承りたい。む はしないかと思う。この三百十二條の 対する予断をもつているおそれがあり たは変更すべきことを命ずることがで 察官に対して訴因または罰係を追加ま の経過に鑑み適当と認めるときは、検 りましようけれども、裁判所は、審理 思う。これは具体的な例によるのであ たいのですが、裁判所がこういうこと ら場合を予想されて書かれたのか承り いう規定があるのです。これはどうい ときは、訴因又は罰條を追加又は変更 しろこういうととは、裁判官の公正を 旨は、どういう場合を予想されて書か きるということは、むしろ私は事件に 二項にこういう條文がはいつている趣

規定がないと、はなはが困る場合が生 回または変更などが行われることにな れによつて訴因または罰條の追加一撤 であります。 ずるので、こういう規定をおいたわけ ろうと思います。しかしこの第二項の

新しい概念といたしまして、訴因とい てはい訴因という観念を入れまして、 たっこういう関係になっていたわけで はいあるいは窃盗の控訴事実につきま 実の同一性を害しない限度において 解の相違、あるいは証拠に対する判断 れに関連しまして、もし裁判所が、あ まして被告人に防禦心構えを十分に與 **う概念を入れておきました。現行刑事** ういう疑いをもつた場合には、検察 の見方が変つてくる。確定的に変つた するものではないかというように事実 あるかどうか、むしろ他の訴因に該当 の相違等によって、どうもその訴因で る訴因で調べておるうちに法理上の見 える。そういうことを考えました。そ 訴因の範囲によつて縛られる。そうし ありますけれどる。この案におきまし しても、強盗と認定することができ 控訴を提起すれば、裁判所としては事 訴訟法におきましては、控訴は訴因と ブルディオペティの規定との関係にお と、控訴事実の同一性の範囲内におき ところが一旦無罪の言渡しになります がない場合、もし訴因の変更がないと と思いますけれども――そういう申立 官の方から訴因の変更を申し立てれ わけではありませんけれども、一應そ まして、既判力が生じまして憲法のダ 無罪の言渡しということになります。 そのわけはこの案におきましては、 うことなしに、

一定の事実を示して おおむね申し立てることになる

そういう関係になるわけであります。 盗というにとについて起訴できない。 きまして、新たにたとえば碾盗なら興 的には裁判所の審判権の範囲にはいつ 縛られて訴因について調 べる けれど しかもその関係は一面裁判所は訴因に の範囲で、他の訴因に変更を求める。 なつたというような場合には、一つの 事の初め示した訴因が非常に疑わしく 的に裁判所の審判の範囲にはいつてき 訴因によつて縛られる。こういう考え ておる。しかし具体的に審判するのは は、控訴事実の同一性の限度が、抽象 性の関係、それから訴因の関係、それ イとの関係、あるいは控訴事実の同一 そういうことを許すことにいたしまし ておりますから、今言つたように、檢 方をしておりますので、裁判所は抽象 も、抽象的の裁判所の審判の範囲内に たのであります。 たい。そういう考えでこの二項を設け らを全部調査して無理のないようにし 職権的行使として、その事実の同一性 いわゆる憲法のダブルデイオペラ ではないか、ここにおいて裁判所があ ないという考え方が、政府の頭に働い る事件を処理する場合に、この被告人 ておるということは、非常に考え違い のは、どうしても罰にしなければなら は必ず放火をしておるに 違い ないの

書いてあれば、私はよくわかる。かり この第二項に審議の経過に鑑みて、 つと私納得いきかねるのです。これが、 〇中村(俊)委員 今の御説明ではちよ 御説によると、 ならば、私はよくわかる。しかし今の 立の趣旨を変えたらどうかということ 殺人で起訴しても、これは証拠の結果 というのはもつてのほかだ、ところが に傷害致死で起訴しておるときに、審 被告人のために適当と認めるときはと 認めるときは、検察官に対してその申 れば、裁判所は被告人のために適当と 傷害致死でやるべきだということにな 理の結果、これは殺人罪でやるべきだ 一遍ひつつかまえたも

> して被告を罪にするという考え方を裁 は、そういう場合が生ずるし、一遍ひ ざるを得ないのだ。なんとかかんとか つつかまえたものは、どうしても罰せ もう一度政府の御意見を承つておきた るのではないかと思いますが、その点 判所がもつことは、恐るべき結果にな いと思います

る証拠では、被告人を有罪にすること おるに違いないが、こごにそろつてお れてしまつたときには、裁判官はその 集によって、その事件というものが崩 の新しい刑事訴訟法の要求しておる点 | 結果無罪になることういうことが今度 一義によって、検事の起訴事件が審理の は、たいへん誤つた考え方だ、憲法は 罰にしなければならぬとい う考え方 が立入つて、一度つかまえた被告人を おるのではないか。その場合に裁判所 はできない、その場合には無罪にして だ、この被告人は必ず殺人罪を犯して 罪であつたものを傷害致死でやる、あ 一ばならぬという裁判官の考えで、殺人 しても ひつつか まえれば 罰しなけれ ではないかと思う。拙劣なる証拠の蒐 考え方は当事者主義によって、公判主 の考え方は納得できない。だからこの そういうことは許しておりません。そ という文字がはいれば、私はあなた方 裁判所は、場合によつてはそういうこ ものを殺人でいつたらどうかというこ は、根本の理念でないと思います。從 るいは暴行にしてしまうということで は審理の経過に鑑みて被告人のために だと思っております。從つてこの二項 とまで関與し得るという恐るべき條文 が、この條文を正面から解釈すれば、 とは、もつてのほかのことであります つでこの第二項が逆に傷害致死である まま裁判すべきであつて、それをどう の説明に承服します。そうでない限り 根本的の建前といいますか、わくとい とになるわけであります。そしてその り事権に属しておるので、そういうこ 定するかということは、裁判所のやは そういうことになつております。なぜ 行法の立場に立つて考えてみますとい 点は、訴因の概念を導入しなかつた現 東されるけれどもいどろいう事実を認 すと、控訴事実の範囲には裁判所は拘 間に殺人罪の心証を得た場合には、殺 〇野木政府委員 ただいまの御質問の ということは、言い得るのであります だ現行刑事訴訟法よりも、この案の方 そういうことになっておるかと申しま 人罪によって処断することができる。 した。ところが裁判所は審理しておる 現行法でも、たとえば傷害致死で起訴 う建前には、まだこの案では至つてお てい訴因という観念がずつと強いとい 訴因という観念は、そのわくに打勝つ を導入したわけでありますけれども、 確にするために、別に訴因という観念 すっそういうわくのもとにおきまし 職権的活動が残つておるわけでありま けれども、なおわくとして、補充的に は、ずつと現行法よりも後退しておる る。從つて裁判所の職権的活動の範囲 も受け継いでおるわけであります。た いますか、それをこの案におきまして が当事者的色彩がずつと濃くなつてお 一面被告人側の防禦の心構えを明

りませんでいただいま申し上げたよう な案の建前になつておるので ありま

〇中村(俊)委員 この問題について うように書かれておるのであります。 やむを得ませんからい次に移ります。 は、私相当議論があることと思います この点については、「最高裁判所の判例 場合には、有罪とされない。こという重 白が自己に不利益な唯一の証拠である る自白であると否とを問わず、その自 ことになっているのであるが、仮に癒 この憲法の規定は適用されないという によって、公判廷における自由には、 検務長官の提案理由の中にも、こう 常に私は結構な規定だと思いますが、 が、これは「被告人は、公判廷におけ が、ここでこれ以上議論申し上げても 際にも、公判廷における自白以外に、 法の解釈が判例のいう通りであって 大な規定になつております。これは非 犯罪事実の存否に関し、全く他に証拠 判決をすることは危険であり、また実 も、公判廷における自白だけで有罪 廷における自白のごとく、 あの有名な粛正裁判のあったときの法 の代りに子分が身代りになつて出たと は私の想像に間違いがなければ、親分 されたのであります。おそらくこの点 となるべき資料のない事件は殆んどな 廷における自白は自由なる自白である ないことを明らかにした」との説明を であっても、それだけでは有罪とされ ても、法律では、公判廷における自由 釈通りにしなければならない必要もな いので、実務上においても、判例の解 いので、憲法の解釈は判例によるとし いう場合にいあるいはアシャにおける 三百十九條の二項について伺います いかにも法

STATE OF THE PROPERTY OF THE P

は外界の猛烈な圧迫があつたがためで ごとくされておるけれとも、それは実 ば、これを証拠とすることができない おいては圧迫を受け」という言葉があ ある。二百二十七條にも、「公判期日に 規定だと思いますので、檢務長官の提 所で一應きまつておる。これの公判廷 の被告人に対する不利益な証拠であれ るのですが、おそらくそういう場合を 要はないということは、私には了解し 例の解釈通りにしなければならない必 には納得できないのです。実務上の判 ますから、おそらくこれは問題になる であるのではないかという一つの議論 る。こういうことが憲法に反する條項 おるのだが、この新刑事訴訟法では、 ついて、私は伺いたい。憲法の三十 る任意の自白であつても、それが唯一 予想して、たとえそれが公判廷におけ のだという理論的根拠に立たれている 旨と、判例は新しい立法を拘束しない かねるのですが、大審院の判例によつ があります。そこで政府は、判例は新 としてとることができることになって 立法を拘束し得るかどうかという点つ たしております。問題は判例が新しい と思いますが、どういう趣旨のもと **繁理由の説明だけでは、どうも理論的 うのです。これが根本問題になつてき** それと相反する規定を設けて おられ に、こういう條文をおかれたのかとい これに反する規定がおかれたという趣 とつておられるのじやないかと私は思 における任意の自白というものは証拠 八條の三項に関する解釈は、最高裁判 ていすでに憲法三十八條三項の解釈が 應きめられているにもかかわらずい いるように規定されたものと了解い い立法を拘束し得ないという建前を

数次にわたつて憲法第三十八條の自白 ますけれども、すでに最高裁判所で、 にいろくへの議論があつた通りであり 釈につきましては、学者、実務家の間 O野木政府委員 憲法第三十八條の解 のような立法政策をとつたかと申しま 法解釈とは、少しも矛盾するところが うに、

図会の

立法によって

定めます

こ うことを伺いたい 法といたしましては、そういう場合も な場合がありますので、この刑事訴訟 ロシャの革命とか、あるいはナチスド すと、やはりただいま御説のように ないものと存じます。そうしてなぜこ だいま申し上げました最高裁判所の感 有罪の認定をしてはいけないというよ い点があるから、公判廷の自白だけで ことは、人権の保護にまだ多少足りな 法政策上、憲法の認めるところである うことにいたしましても、その憲法の 憲法の第三十八條の自中が・憲法解釈 と言うことができると思います。ただ しては法律的にさように確定したもの 上は、憲法の日本國内における解釈と | 將來政まればともかく、 政まらない以 いう解釈が出ました以上、その判決が には、公判廷における自白は含まないと わけであります。 で、三百十九條のような規定を設けた 全部含めて考えなければなりませんの と、公判廷における自自も非常に危險 とは、これは憲法のもとにおいて、 わくの範囲におきましていいろくく立 イツの國会議事堂の放火事件等いああ つの立法政策の問題でありまして、 上、公判廷の自白を含まないのだとい うよう な政治犯等 の場合を見ます

ても、実務上そう困ることはない。と

ゆる補強証拠もない事件というもの きには、先ほど質問いたしました一百 この案はできておるわけであります。 もよろしい、そういう考えのもとに、 り得ない。そういうときは無罪にして たく自白だけで、ほかに何も証拠がな 釈としては自白を唯一の証拠として事 告人の当公判廷における自自により認 な判例を出したその具体的な事件を見 申しますのは、最高裁判所であのよう 分が身代りに來ておるというようなと 〇中村(俊)委員 私はもちろんこう くして有罪と認定するということはあ けでありますけれども、客観的に見ま **実を認定したような形になつておるわ** まして、ただ判決の書き方、体裁上、被 ますと、自白だけでほかに何らのいわ 左の場合に限り、これを証拠とするこ 者の署名若しくは押印のあるものは、 はその者の供述を錄取した書面で供述 『被告人以外の者が作成した供 述 書又 ありまして、これによりますと、まず と、三百二十一條に関連しておるので れてよいのではないか。なぜ私がこう けたという事実があれば、それによつ か、つまり公判期日において圧迫を受 として設けることで足りるのではない 受けておる、あるいは親分の代りに子 百二十一條の規定などから見まして、 すと、あるいは次に申し述べまする三 し実際この検察事務捜査事件から見ま う規定は原則的に賛成なんです。しか すと、何らかの補強証拠がある。まつ むということになっておる関係上、解 は、具体的な場合にはないようであり て、そのときのみ、この規定を設けら いう質問を申し上げるかと 言います 二十七條のような規定を公判廷の規定 もしも今公判廷における自白が外力を のであります。一号は大体裁判官の面 して、一号、二号、三号と掲げておる とができる。」こういう規定がありま 察官の面前における供述を鉄取した書 | 前における供述を録取した驄取書であ りますから、この効力においては、大 それるのであります。その被告人の自 裁判所で調べられて、また公判廷で調 合を考えますと、窃盗の被害者という 則だと私は思います。そこで実際の場 して調べなければならぬというのが原 被告人以外の者を必ず公判廷で証人と てこれは効力がない。そうしますと、 んや第三号におきましては、原則とし み、これが証拠力をもつている。いわ 特例の事情の存するときに限っての 面であります。これは但書にもありま して問題はありませんが、第二号は検 規定によると、檢察の聽取書というも でおるのです。現在のやり方では、特 ありますけれども、始末書一本で済ん のやり方はずいぶん不完全なやり方で つては五回もひつばり出される。現在 由な自白ですら、全然証拠力がないの べられるのだ、こんなめんどうなこと ものは、警察で調べ、檢事局で調べ、 ける供述よりも前の供述を信用すべき す通り、公判準備または公判期日にお のは、原則として証拠力がありません れることになる。この三百二十一條の 別の場合にのみ被害者は公判廷に引か が、それでなくてもこれらの被害者と だ。それも唯一の場合に限るのです が起つてきはしないかということをお ならば、被害届けをしないという実例 から、公判廷にひつばり出されるので いうものは、三回も四回も、場合によ す。先般御承知の通り、神戸における す。しかも最近の美例はこうなんで

ういうことでいはたしてこの新刑事訴 一置されてよいものであるかということ されて八日間無駄足をされておる。こ りますから、これが一日で何人済みま し、裁判官も尊問することはなってお よつては検察官、弁護人が双方で尋問 が、それに対する具体的説明は、そう 毎日ブールされて、八日間無駄足をふ うしてたくさんプールされておるもの 八人も一人もブールされてしまう。そ か。こういう問題についてどういう処 合をはたして予想しておられるかどう ておるのですが、こういう具体的な場 していけるかという疑問を、私はもつ 訟法の精神というものがどこまで活か と、今申したように、十一日間ブール しようか。極端な例を申し上げます た。今一つ実例をあげて申しますと、 大したことはないという御答弁であつ かという御質問をいたしましたところ して実際にどれくらいの日数を要する す。先般も絶話的質問において、はた ておるか どうかを 承りた いと 思いま 訴訟法において実際の場合を予想され そういう点についていばたして新用事 なる場合は、一回で済まないのです。 り、そうして今申した被害者が証人に せんが、緊急を要するという前提にあ 事訴訟法の行き方とは違うかもしれま です。もちるん新刑事訴訟法と、この刑 ける証人の等間においての実情はそう されておるかどうか。この公判廷にお あります。こういう点をはたして予想 公判廷における証人の調べ方の欠点で んで帰つてきておる。これが英米法の でありますから、はなはだしい例を申 朝鮮人騒擾事件について、証人が一日 し上げますと、証人の一人は十一日間 一遍に証人がブールされて、その尋問に

〇野木政府委員 御心配の点はまこと

を考えまして、第三百二十六條という規 にごもつともなことと存じます。ただ され、又は供述のされたときの情況を した書面又は供述は、その書面が作成 官及び被告人が証拠とすることに同意 定をおいてあります。すなわち「検察 この案におきましては、そういう場合 という規定がございます。この規定の 百二十一條乃至前條の規定にかかわら 考慮し相当と認めるときに限り、第三 件の大部分は、必ずしも結果的に見ま 場合が多かろうと思います。その意味 ます限りは、そこに眞実のことが調書 やしくも捜査官側のそういう捜査の活 は、一層低調になりまして、むりやり ども、この訴訟法のもとにおきまして なかつたことが多いのでありますけれ ういうものは、

今まででも大体問題が 葉の中にありました窃盗の始末書、こ 趣旨とするところは、ただいまのお言 ず、これを証拠とすることができる。」 通りの程度で済んでいくのではないか におきまして、自白しているような事 て、大体異存がないということになる にとられますので、被告人並びに弁護 動並びに調害のとり方が適正に行われ り方が適正に行われていなかつたとい に始末書を書かせるとか聴取書をとる がまずかつたり、あるいは始末書のと と思います。ただその聽取書のとり方 廷に喚び出さなくても、大体今までの 人側も、その始末書なり聴取書につい 側も被告人の方も、それを証拠とする うような場合におきましては、弁護人 すれば、関係人を全部証人として公判 かい
うことは少くなりますので、い

百二十一條以下の規定が働きまして、 を公判廷に喚んで調べなければなら ことに異議を申し立てる場合が多いと ればいけないという建前になつている ぬ、そうして直接裁判所が審理しなけ そういう場合には、ぜひともその証人 思います。そういう場合こそ、この三 ころであると考えているのでありま を申し上げておきます。 しかし 事実 違ともなりましようが、一應私の考え ではないかと思う。この点は見解の相 條の、被告人が証拠とすることに同意 ありますが、おそらくこの三百二十六 〇中村(俊)委員 ただいまの御説明で 次第であります。 ることは、私は断言するに憚らないと いて、今後いくたの困難なり障害があ 上、私が今申し述べたような実例にお するという、これは私は大きな間違い

れは先般明禮委員から政府に質問され 会の刑事訴訟法改正法律案に対する意 の手もとに配付されました東京弁護士 ておつたのでありますが、ただいま私 例を見ましても、原審よりも重き刑は 決の言渡しに対して重き刑わずかに十 おるのであります。私はまだ内容を読 見書にも、肩頭にこのことが書かれて 百七十九件であるが、軽き刑は実に二 ております。また地方裁判所控訴審の おりますが、大体統計を見ましても、 が四百二十二、こういら統計が示され 五です。軽き刑が四百五十三、同一刑 年間の総件数六百七十一のうち、原判 おいで昭和二十一年、二十二年の二箇 複響による現在の制度である控訴審に んでおりませんが、統計もいただいて 次は上訴についてでありますが、こ 「誘審においては、予断を抱くというお を示しておるということは、注目に値

大体控訴審においては、おそらく半数 本の裁判官に対する一般大衆の信頼 二審がないということ、もう一つは日 ことの原因は、いろ!~あると思いま 薄になりはしないかということを心配 なつておるのでございます。改正法が 訴審における減刑は非常に大きな数に ます。今の例で示しましたように、控 が、統計の示しておるところでござい は、軽き刑を言渡されておるというの 二件という統計が示されております。 大なる原因だと、私は感じておるので いうものを盛んにならしめなかつた軍 感しこのこうが過去における陪審法と すけれども、それはいわゆる事実審の 法がなぜ盛んにならなかつたかという といこの点で人権の保障がはなはだ稀 採用しなくてもいいというようなきゆ 陪審制度は、陪審員の答申をそのまま いたしております。過去における陪審 事実審を認めないということになる あります。しかも過去における日本の 的存在であるこの新しい改正法律案か 審において新しい証拠を出し得るとい むつかしいと思います。しかし人権の ら言いましたならば、どうしても控訴 先般明禮委員の質問に対して政府の御 のだろうと思われるのでありますが、 会の意見にもそのことが書かれておる 得ると思います、おそらくこの弁護士 ある人権の保障というものを全うする **う規定がなければ、私は基本的権利で** 雑護、いわゆる被告人のマグナカルタ 答弁であったと思われますが、われわ ることができないのだというような御 答弁は、原則として新しい証拠を申出 ことはできないと、確信をもつて言い ることのみ書いてありますから、この 百九十三條は「控訴裁判所は、前條の調 れ司法委員はこれはどうしても修正し 職権で事実の取調をすることができ 査をするについて必要があるときはい なければならのと考えております。三

新しい証人になるような場合に、ただ 間が、控訴審において逮捕を受けて、 場合の処置です。こういうものが提出 要なる証拠が発見されたというような しても出てこなくて、どうしても原審 れども、一例を申しますと、いくら探 場合には、新しい証拠の申出ができな と思われますが、政府としては、依然 す。これはきわめて重大な点であろう るゆえんでないと私は考えておりま 基本的人権の保障というものを全うす をつくつておられることがいいわゆる 職権だけで調査をし得るという狭い門 され得るというような、また明禮委員 控訴審の複審制をなくしてはいますけ いという御説明でありましたが、この の質問のごとくに、逃走しておつた人 へ出し得なかつた書配が、控訴審で重

として第二審においては、控訴審にお たいと思います。 趣旨であるかどうか、もう一度確かめ いて新しく証拠の申出を禁ぜられる御

〇野木政府委員 刑事訴訟法改正法案 一のことを接用しまして、あの証人を調 調べの申立をしておけば、それが訴訟 義と申しますか、第一審に集中する建 の考え方におきましては、事実の取調 調べることができない、しかもその証 たとえば例としてお引きになりました ことがわかつたような場合はどうなる 逆に申しますと、第一審の判決の言渡 とができます。ただ第一審におきまし べれば、正しい判決を下せることがは 記録に相当に残つておりますので、そ ても、第一審裁判所にその証人の証拠 前を強くとつております。その反面、 べ、証拠の取調べをする第一審集中主 実際の運用になつてしまい はしない かという点でありますけれども、そう て、何も裁判所に行つていなくても、 つきりわかるというように主張するこ が、証人が逃げておつて、一審では取 訴訟の重点を置いて、そこに相当時間 か。そうすると、せつかく第一審に全 ほどにやつておき、第二審へいつて大 して認めておきますと、結局現在の刑 れなことが多い。そしてその書類が眞 し後、初めて非常に重大な曹類がある いに証拠を出して争おうというような 事訴訟法と同じように、第一審はほど で当事者に証拠調べの請求権と権利と 運用になると思います。三百九十三條 ても当然職権でこれを取調べるという ようなものであるならば、第二審とし に一審の判決の認定を左右するに足る 人が非常に重要である場合におきまし いうような場合は、実際問題としてま

千六百七十件、同一刑は二千七百七十

それがあるからして、この点は非常に

をそのまま控訴審へもつていけば、控 て一審が公平に行われても、その記録

に、せつかくこの改正法案によりまし す。從いまして、從來の制度のごとく 廷証拠を提出し得るという点でありま

法が講じ得られるという点であるの て、被告人のために十分なる防禦の方 る事実審の詳細なる規定に よりまし

と、もう一つは公判廷においてのみ法

するのではないかと思います。ところ

が、現政正法案の美点は、一審におけ

わち第二審の減刑率は非常に大きな数 んど陪審制が採用されなかつた。すな うくつな規定でありましたので、ほと

19 日本のサー

の案では認めない。そういうことにし 証拠の収調べ請求権というものは、こ という点が、まつたく没却されてしま をかけて、精力を集中して取調をする たわけであります。 百九十三條におきましては、積極的な ないか、そういう点を考えまして、三 客理の期間が遅延し、憲法で一面保障 つて、その訴訟全体としても、著しく する迅速な裁判という点にも反しはし

ないで、公判を開いて弁論を聴き、そ 問したりする。そういうことになりま 判廷を開く、書面審理ということをし ということを調べるために、証人を喚 疑いが正当であるかどうかいすなわち うような疑いをもつた場合には、その すなわち不当であるかもしれないとい は正当であると確信するに足りない、 裁判所で原記録を調べた限度において の弁論を聴きまして、なお調書を調査 まして、すなわち甲裁判所は、必ず公 ということはできる。次の段階に入り ると信ずるに足りるものを接用してき る事実であつて、刑の量定が不当であ 所において取調べた証拠に現われてい 理由として、控訴の申立をした場合に るいそういうことになっておりますけ この方式に合致しないときには、この 由とその方式を書いてあり、そうして ないし三百八十三條に、控訴申立の理 きたいと思います点は、三百七十七條 終局的に原判決が不当であるかどうか し、原判決を調べてみて、原判決が原 た以上は、この決定で控訴を棄却する は、控訴趣意書に訴訟記錄及び原裁判 れども、いやしくもたとえば三百八十 三百八十六條で決定で、控訴を棄却す 條で、刑の量定が不当であることを なおここで附け加えて申し上げてお 案しておるわけであります。 項であり、ますが、「前項の申立は、 しいか、どういら刑が適正であるかと

らに積極的にそらいう事実の認定が正 べた証人によつて積極的にただちにあ まその証人を調べた結果、原判決が惡 になるわけであります。そしてたまた 度でその証人を調べる、そういうこと 一定するためにいそういう目的でその限 | 原判決が正しいかどうかという点を決 くる目的で証人を調べるのでもなく、 一罪、無罪にするという新しい判決をつ 訴訟法のように、さらに被告人を有 す。その証人の喚問というのは、今の だということがわかつたけれども、さ く、証人を調べた結果、原判決は不当 ことができますけれども、そうでな る事実の認定なり、あるいは刑の量定 ができるという場合には、再審をする いということがわかり、しかもその調

えられるのでありますが、これはむし

はなはだ不親切な規定ではないかと考 です。これでは私は利害関係人には、

ろ判決の送達 があつた 日から 十日以

るような状況にあり得るかどうかなの

まますべての利害関係人にわからせ得 して裁判所の判決というものが、その

用になるものという考え方のもとに立 場合には、当然書類を調べて、そして るかどうか決定できないというような という意味で、そのものの取調べを裁 弁護人側は裁判所の職権の発動を促す 決の事実認定なり、刑の量定に重大な ということになるわけであります。從 〇中村俊委員、次は四百十五條の第二 原判決を決定する。そういうような運 面を調べなければ、原判決が不当であ ともと思えば、すなわちそういう書類 判所に申し出る。裁判所もそれをもつ 影響を及ぼすというような場合には、 のが出てきまして、その書類がその判 からないという場合には、原審に差戻す があるということがわかつて、その書 かなかつた新しい証拠書類のようなも いまして原審の判決後何か全然氣がつ いうことまでは、その証人だけではわ 年に一件二件あるかないか、むしろ年 ことはない。万に一つ、十万に一つい るのは、もう大部分は訂正などという であります。そしてここで予期してい の最高裁判所の制度にもあるようであ わけではないだろう、そういう場合に 裁判所の判決ということに なります **〇野木政府委員** この四百十五條以下 りまして、その制度が用いられたわけ は、ただちに訂正する途を開いてもよ ておるものであるから、万に一つ、十万 ら、やはり人間の判事をもつて構成し は、最高の裁判所、すなわち結局最高 でありましていその趣旨とするところ 四箇條の規定は、まつたく新しい規定 いをすることはないだろうというくら に一件も最高裁判所ではそらいら間違 に一つくらい間違いがある場合がない が、最も権威ある最高裁判所ですか いじやないかという趣旨で、アメリカ

> 〇中村(俊)委員 たいへん長らく質問 けであります。 う。そういう考えのもとに立案したわ は、かえつてよろしくないという考え 始終あることではないということか 常に稀有な場合の規定であって、そう 示するということになつておるのを見 決は原則として宣告によつてこれを告 から十日以内といたしましたのは、判 のもとに、このあたりが適切であろ ますと、この規定が今言つたような非 さて二項で、判決の宣告があつた日 あまり永く不確定の狀態におくの

自以内とかいうことでなければいはた あつてから十日以内とかつあるいは五

ければならぬと思うのでありますが、 よって、この判決が確定する。こうな あつた日から十日間を経過することに 内、從つて四百十八條も判決の送達が 承りたいと思うのであります。 すが、これについての御見解を最後に ものが全うされないと思うのでありま きなければ、いわゆる人権保障という す。これは私はたとえばこういう場合 判を分離する規定がないように思いま のです。そのときに分離することがで 者に不利なような場合が始終あり得る が特に必要ではないかと思われるので だけ政府にお伺いしたいのですがい す。共犯者の一人に有利なことが他の

御意見を承りたい。

にその趣旨の規定をおいておるわけで 合がありますので、三百十三條第二項 点は非常に重大な関係をもつてくる場 案におきましては、御説のようにその きましては、大体裁判所の運用に任せ 〇野木政府委員 現行刑事訴訟法にお あります ていたわけでありますけれども、この

うのです。弁論するときだけ違つてや れという意味であつて、公判の分離と ありまして、公判の分離ではないと思 〇中村(俊)委員 これは弁論の分離で 〇野木政府委員 ここに弁論というの いう意味ではないと思いますが。

剉

に考えております。

〇中村(俊)委員、私の質問はこれで終 じことになろうかと思います。 申せば公判を分離するという意味と同 して、証拠調べから全部、結局平たく は、いわゆる口頭奔論の意味でありま

すが、これは事実上私は不可能ではな れをしなければならない。」とありま 決の宣告があつた日から十日以内にこ

いかと思う。この言葉は判決の送達が

ます。 から、いま一應承つておきたいと思い れども、これは新しい制度であります を検務長官が御説明くださいましたけ 〇石川委員 二百六十二條の立法理由

を申し上げましたが、最後にただ一点 の方法でありますけれども、やはりこ たが、これまたその途をとるのも一つ よってただちに検察官が起訴の手続を り検察官自身がその前の処分が適当で きに御説明申し上げました通り、やは あるといたして、これを不起訴処分に にこれを調べた結果、不起訴が相当で 事件といわれるところの事件でありま れまたいわゆる検事同一体の原則と申 上級檢察廳に抗告という形でありまし 起訴処分が相当であると認めた場合に ら、なお検討しても検察官において不 でこれの処分に対して不服があった場 に処理するのではないかというような 側から見ますれば、やはり検察官や管 おきましては、これは從來のいき方は とるわけでありますが、しかしなが なかつたと考えれば、二百六十四條に 合には、先ほど中村委員の御質問のと 誤解が起りやすいのであります。そこ いたしましても、告訴人、告発人等の 上級檢察廳においても下級檢察廳の処 祭官が同じ身内のことであるから適当 して、かような事件は、検察官が適正 は、御承知の通り、いわゆる人権蹂躙 〇木内政府委員お答えいたします。 しますか、そういう関係から、やはり 二百六十二條に掲げてあります犯罪

もらう方がよいというので、この二百 である裁判所にこの事件の審判をして をさせるのが一番いいかというので、 かというわけで、それではどこで審判 裁判所に向つて起訴すべきものであ 官に専属するという原則を破るもので につきましても、いろくへの議論があ 然起訴の効力をもつということにいた りますが、この場合だけは、検察官の るわけであります。これは本來起訴権 とみなすと二百六十七條で規定してお の決定は当然公訴の提起があつたもの 判の決定をするわけでありますが、そ においては、結局この規定によつて審 のだ、かように裁判所が認定した場合 分が適当でない、これは起訴すべきも 審判の結果、これは檢察官の不起訴処 ります。しかして裁判所においてこの 六十二條の規定が設けられたわけであ これは最も公正であり、第三者の立場 な方法で処置するのがいいのではない をとらなくとも、またそのために起訴 手数がかかるだけで結果において同じ たのであります。しかしながら、結局 る、こういう形をとるのが一番いいの 定は検察官を拘束して、当然検察官が あるから、その決定があれば、その決 りまして、やはりこれは起訴権が検察 起訴を要せずして、裁判所の決定が当 うことは訴訟法の一貫した考え方であ は檢察官に事属すべきものであるとい であるから、かような煩難な手続をや を、はなはだしく破るわけでもないの 権が檢察官に専属して おる というの じやないかという議論も相当強くあつ したのであります。この規定を設ける ことである、さようなめんどうな手続 といかしましても、やはり自分の同類 それがある、かようなことは、はなは にしたものをまた公訴を維持するため のことであるし、しかも初めは不起訴 だ遺憾なことでありますし、從つてこ えられぬというふうな誤解を受けるお に積極的に努力するというふうには考 〇野木政府委員 しまして、取扱をいたします検察官に 〇石川委員 告発人が審判請求をいた かというので、かような制度を設ける 士に検事として検察官の職務を行つて の点だけは検察官が手を引いて、弁護 裁判長を拘束するものであり、裁判長 すと、検察官に差出しました請求は、 差出すのでありますが、そういたしま ようになった次第であります。 が、客観的に一番公正な方法ではない もらつて公判の維持をやつてもらう方 に出したと同一の効力になるのであり

めて、二百六十七條のような規定でい は公判の審理の方法が、從來よりはは でもよいのでありますけれども、今度 から起訴された後におきまして、やは 定が設けられたわけであります。それ く方がよかろうということで、この規 持のために、証拠の提出等につきまし なはだしくかわりまして、この公判維 して提出されるものならば、まだそれ のように訴訟記録が全部公判で証拠と とは、いろくへの誤解を受ける。從來 おいて検事がこれを維持するというこ また検事が不起訴にしたものを公判に 当然公判においてこの起訴を維持する りその公訴を維持するのは、検察官が に検察官が誠意をもつてこれをやつた のが本態ではありますけれども、これ て、非常な制限を受ける場合に、かり 内に、請求書を公訴を提起しない処分 をした検審官に差し出してこれをしな 百六十條の通知を受けた日から七日以 その点は二百六十二條及び二百六十六 O野木政府委員 さようであります。 〇石川委員 ただいま御説明の二百六 く、そういう関係になつております。 定によりまして「前項の請求は、第二 るわけであります 條の規定の趣旨から、御説のようにな 六十六條によつて請求を受けた、こう しました審判請求書は、裁判所が二百 十二條の第二項によって、檢察官に出 差出せば以後ずつと 手続が動いてい つておりまして、七日以内に検察官に ければならない。」そういうことにな いうことになるのでありますか。

置を支持するのではないかというよう

な誤解を防ぐために、これは最も公正

れを知つておかなければならない理由 ればならないという規定をここに必要 されたとしても、裁判所にまおさなけ という意味が、ただこれだけで連絡が O石川委員 それでは検察官に提出い がないのは……。 としないでしようか。裁判所は必ずこ つくでありましようか。検察官は差出 たしました請求書が裁判所を拘束する

をする機会、すなわち二百六十四條の 〇野木政府委員 これは直接裁判所に 所規則できめる。その趣旨は二百六十 りますが、詳細なこまかい細則は裁判 から裁判所に送る、そういうことにな はありますけれども、公訴を提起しな あとの手続はなくなつてしまうわけで 公訴を提起した場合には、そこでもう 規定による機会を興えたいためであり たのは、いわゆる檢察官に再度の公判 まして、二百六十四條の規定に從つて 差出すということにいたしませんでし い場合には、この請求書は檢察官の方 べてみて、それで理由があるものと認 検察官が公訴を提起した、こうなりま のと考えております。

| 件を裁判所の審判に付することを請求 することができることありますので、 二條の一項二項にも現われておるので ありまして、一項に「地方裁判所に事 〇石川委員 わかりました。そこで今 機関という形になるわけであります。 出す。検察官はある意味でいえば経由 どこえ出すかというと、検察官に差し 書類の宛名は裁判所になるわけであり 度は二百六十四條に まいりまして、 「第二百六十二條第一項の 請求を 理由 ます。二項によつて、そういら書類を 〇野木政府委員 二百六十二條第一項 いては消えるのでありますか。 達せられ たことにな るわけで ありま 処分に不服だ。そういうことを理由と の請求は、要するに公訴を提起しない なるのでございますか。その場合に するものでありますので、公訴の提起 をとつております。 そこで請求は消えてしまうという考え す。從つて公訴の提起があつた以上、 があつた以上は、その目的がまつたく

ならない期間は、いつまでということ りますが、この公訴を提起しなければ 起しなければならない。」といってお たしましては、検察官が一件書類を調 決定裁判のあるまでということになり とになりますか。なお二百六十六條の に、期間をはつきり限つておりません 規定は、いわば抗告のところの四百二 〇野木政府委員 この二百六十四條の があるものと認めるときは、公訴を提 でしたけれども、その点は考え方とい て、二百六十四條の方には御説のよう 十三條の規定に類するものでありまし はなりますか。いつでもよいというこ り得るのでありますから、検察官が審 れなくなるということになりはしない 明くださいました一つの目的が達せら ことになりましたら、今長官から御説 取消しは、第一審の判決があるまでや 〇石川委員 そうなりますと、公訴の 提起を取消すことによつで、告訴人告 **〇野木政府委員** 御質問の場合には解 えにならなかつたでしょうか。 か。從つてこの場合に限つては、公訴 理の発展中公訴を取消した、こういう 釈上公訴の取消ということはできない の取消しはできないということをお考 つたく無にするという結果になるだろ 発人等の第二百六十二條の請求権をま ものと思います。というのは、公訴の

めたならば、そこで起訴をし、理由が 〇石川委員 そこで二百六十四條に、 の期間につきましては、必要あれば数 うことを考えております。そうしてこ して書類を地方裁判所に送る、そうい ないと認めたならば、大体意見でも附 判所の規則で合理的な期間をきめるも でありますか 告発者のなしたる審判請求事件につい 條文。二百六十二條に基く告訴または の「公訴は、第一審の判決があるまで 〇石川委員 それでは第二百五十七條 するというのが、この訴訟法のねらい これを取り消すことができる。」この うと思います。 ては、これはできないと制限して解釈

すと、さきに告訴もしくは告発人から 請求しておりました、審判請求はどう 〇野木政府委員 が安当だと存じます。 解釈上そう解するの

643)

第一類第四号 司法委員会議錄 第三十七号 昭和二十三年六月二十一日

第二百六十二條の規

| ľ | | | | ₹ Q | ′ (* |
|---|--|--|--|------------|-----------------------------------|
| | | | (休憩後は開会に至らなかつた) | | 第一類第四号 司法委員会護錄 第三十七号 昭和二十三年六月二十一日 |
| | | | | | 三十七号 |
| | | | | | 昭和二十 |
| | | | | | 昭和二十三年六月二十一日 |
| | | | | | 于 |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | 1 | |
| | | | | | |
| | | | and the state of t | | |
| | | | | , | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | and an analysis of the second | | <u>-</u> |
| | | | | | |
| | | | | | |